

平成 1 3 年度
行政 監 査 報 告 書
(事業評価手法による。)

東 京 都 監 査 委 員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9
項の規定により、平成13年度行政監査の結果に関する報
告を次のとおり提出する。

平成13年12月19日

東京都監査委員	山本賢太郎
同	鈴木貫太郎
同	横山樹
同	藤原房子

目 次

1	事業評価手法による監査	1
2	事業別の主たる監査の観点、監査対象局及び監査の期間	1
3	監査結果の概要	4
4	要望事項	6
5	事業別監査の結果	7
(1)	応急給水槽の建設、維持管理事業について	9
(2)	低公害車の普及促進事業について	13
(3)	福祉人材の養成確保対策事業について	19
(4)	周産期医療対策事業について	24
(5)	創業支援機能の整備・運営事業について	29
(6)	区市町村住宅の供給助成事業について	37
(7)	多摩ニュータウン事業における宅地販売事業について	42
(8)	中小河川(神田川を中心として)整備事業について	47
(9)	青海コンテナふ頭整備事業について	54
(10)	都立学校公開講座事業について	59

行政監査（事業評価手法による。）

1 事業評価手法による監査

東京都（以下「都」という。）は、平成12年12月に「東京構想2000」を策定し、人口減少社会における活力の維持と少子・高齢化への着実な対応、首都東京における投資の重点化と事業手法の工夫、急速に進む高度情報通信ネットワーク社会への積極的対応、環境面の課題の克服と持続可能な社会の実現などを今後の都政の課題としてあげ、行財政体質の強化や都民の都政への参画などを推進しながら、これらの課題を解消するため各種施策を行うこととしている。

また、都は、「東京構想2000」と同時に公表された「都政改革ビジョン」において、「コスト意識の徹底」や「成果の重視」などの視点から行政改革に取り組むこととし、成果を重視した都政を実現するための自己検証として行政評価を導入し、平成13年度から本格的に実施している。

このような都政の状況を踏まえ、「都における監査委員監査のあり方について」（検討委員会報告。平成12年7月）に基づき、監査委員監査の充実を図るために、予算執行や個別の事務処理の適正性の検証に重点を置いた従来型の監査に加えて、平成13年度の行政監査では、新たに事業評価手法による監査を実施することとしたものである。

今回の事業評価手法による監査は、独立の立場にある監査委員が、都の事業について、費用対効果を含め、その達成した成果に基づいて事業を客観的に評価するため実施したものである。

2 事業別の主たる監査の観点、監査対象局及び監査期間

監査は、都が行っている主要事業のうち10事業を選定し、監査の実施に当たっては、有効性及び効率性の観点から、

事業は所期の目的を達成しているか

事業は所期の成果をあげているか

事業は費用対効果に配慮したものとなっているか

を主眼として行い、事業別には別項「監査の観点」に基づき、平成12年度事業を中心として実施した。

なお、今回監査対象とした事業、監査対象局及び監査の期間は別項のとおりである。

(1) 事業別の主たる監査の観点、監査対象局

事業別の主たる観点	監査対象局
<p>(1) 応急給水槽の建設、維持管理事業について</p> <p>ア 事業計画は適切に見直されているか。</p> <p>イ 応急給水槽の建設は計画どおり行われているか。</p> <p>ウ 建設された給水槽は所期の目的に従い活用されるよう適切に維持管理されているか。</p>	<p>総務局</p> <p>水道局</p> <p>東京消防庁</p>
<p>(2) 低公害車の普及促進事業について</p> <p>ア 庁有車における低公害車の普及は計画どおりのものとなっているか。</p> <p>イ 民間車における低公害車の普及は適切に図られているか。</p> <p>ウ 地域における低公害車導入事業は計画どおりのものとなっているか。</p>	<p>環境局</p>
<p>(3) 福祉人材の養成確保対策事業について</p> <p>ア 介護支援専門員の需要供給予測数は適切なものとなっているか。</p> <p>イ 就業率の向上を図るための対策は適切に講じられているか。</p> <p>ウ 実務能力・資質の向上は効果的に行われているか。</p>	<p>福祉局</p>
<p>(4) 周産期医療対策事業について</p> <p>ア 周産期センターの施設整備は計画どおりに行われているか。</p> <p>イ 周産期センター施設は有効かつ効率的に運営されているか。</p> <p>ウ 周産期医療情報ネットワークは有効に機能しているか。</p>	<p>衛生局</p>
<p>(5) 創業支援機能の整備・運営事業について</p> <p>ア 提供する施設の規模や室数等、事業は需要に見合った内容となっているか。</p> <p>イ 入居率の推移や関連施策との連携等により事業は所期の目的を達成しているか。</p> <p>ウ 空き庁舎を利用した創業支援事業とはどのような関係になっているか。</p>	<p>産業労働局</p>
<p>(6) 区市町村住宅の供給助成事業について</p> <p>ア 公営住宅の供給に関する都と区市町村の役割分担は適切なものとなっているか。</p> <p>イ 都の助成を受けて行われる区市町村住宅の供給事業は計画どおり進められているか。</p> <p>ウ 公営住宅の供給において区市町村が果たすべき役割に十分配慮して助成を行っているか。</p>	<p>住宅局</p>

事業別の主たる観点	監査対象局
(7) 多摩ニュータウン事業における宅地販売事業について ア 処分価額の設定方法に見直すべきものはないか。 イ 営業努力は適切に行われているか。 ウ 土地の販売促進に当たり、現行制度に問題点はないか。	多摩都市整備本部
(8) 中小河川(神田川を中心として)整備事業について ア 中小河川整備事業計画は見直しを図る必要はないか。 イ 護岸及び調節池の整備は適切に行われているか。 ウ 護岸及び調節池は本来の機能を発揮できるよう適切な維持管理が行われているか。	建設局
(9) 青海コンテナふ頭整備事業について ア 取扱貨物量の目標数値など、計画の見直しを図る必要はないか。 イ 港湾設備等の整備は適切に行われているか。 ウ 港湾設備の利用状況はどうか、また、管理運営は適切になされているか。	港湾局
(10) 都立学校公開講座事業について ア 講座が都民の要望と合致したものとなっているか。 イ 講座内容が受講者の希望に合致したものとなっているか。また、その調査等は十分に行われているか。 ウ 講座時間数、学習レベル等は適切なものとなっているか。	教育庁

(2) 監査の期間

平成13年9月7日から同年12月19日まで

3 監査結果の概要

事業別の監査結果の概要は次のとおりである。

(1) 応急給水槽の建設、維持管理事業について

震災時における都民の飲料水を確保する対策の一つとして、年次計画で応急給水槽を建設維持管理している。維持管理は適切に行われているものの、新たな応急給水槽の建設計画は、狭い空白地域（給水拠点から半径2 kmを超える地域）が点在し建設効率が悪くなっていることから、費用対効果の点などにおいて適切なものとはいえず、諸状況を考慮すると、廃止を含めた見直しを行うべきである。

(2) 低公害車の普及促進事業について

低公害車の普及促進事業は、自動車公害対策事業の目的である窒素酸化物等の削減に寄与するために行われるものである。低公害車の普及計画について見ると、電気自動車などの4大低公害車についての現在の普及状況などから見て、東京都自動車公害防止計画（平成9年6月改定）の平成17年度目標台数を達成するのは困難であると見込まれる。現状における普及実態を捉え、窒素酸化物等の削減に向け実現可能な計画設定を行うなど、その見直しについて検討する必要がある。

(3) 福祉人材の養成確保対策事業について

平成12年度の介護保険導入に向け、平成10年度から介護支援専門員の養成事業を行い、必要数は充足しているものと判断している。しかし、居宅介護にかかわる介護支援専門員の配置状況の調査結果によると、配置基準に達していないところが見受けられた。介護支援専門員の配置状況についての的確に把握しているとはいえず、介護支援専門員の必要数については、要介護者等に対し適切なサービスの提供を図るためにも、より詳細な実態の把握に努めるべきである。

(4) 周産期医療対策事業について

周産期医療対策事業は、母子ともに異常が生じやすく、それに対応した医療を短時間に適切に行うため、新生児集中治療管理室を有する周産期母子医療センターを適切に配置することを目的としている。東京都保健医療計画において、多摩地域については、地域性を考慮し、周産期母子医療センターの整備を検討することとしているが、医療計画策定後、既に4年を経過していることから、早期に方針を具体化する必要がある。

(5) 創業支援機能の整備・運営事業について

ベンチャー企業等の創業を支援して、新規産業を創出し、東京の産業の活性化を図る創業支援策の一つとして、臨海副都心のオフィスビルの一部を低廉な賃貸料でベンチャー企業等に提供している。しかし、入居率が不十分なものがあるため、提供施設の小規模化を図るなど、需要に見合ったものとなるよう見直していく必要がある。また、退去する企業から理由等の聞き取り調査を行うなど、事業効果の的確な把握に努めるべきである。

(6) 区市町村住宅の供給助成事業について

東京都住宅マスタープランの政策目標である、区市町村による地域に根ざしたまちづくりや福祉施策と連動した区市町村住宅の供給を促進するため、供給助成事業及び都営住宅の特別区への移管事業を行っている。助成は、公営住宅供給について、区市町村と都が対等な担い手となるよう行っているものであるが、区市町村の住宅施策の展開に繋がっていない。事業効果の検証に必要なデータを収集・分析し、福祉施策と連動した住宅供給などの目標の達成に向け積極的に努めるべきである。

(7) 多摩ニュータウン事業における宅地販売事業について

多摩ニュータウン事業は、地価下落の影響などによる宅地販売の行き詰まりから収支が極めて厳しい状況となり、そのため、新会計を設け、同会計において未処分宅地の取得等を行い、より積極的な宅地販売に取り組むなど、多摩ニュータウン事業の再構築を推し進めていく段階にある。しかし、宅地販売の見通しについて厳しいものがあるなど、同事業を取り巻く環境には予断を許さないものがあることから、今後、多摩ニュータウン事業の再構築の成果を注視し続ける必要がある。

(8) 中小河川（神田川を中心として）整備事業について

中小河川整備事業は、都内の中小河川の洪水の防止を図るため、河道の拡幅などの改修、河道改修が困難な区間における調節池の設置などを行っている。

神田川水系においても1時間当たり50ミリの降雨に耐える整備水準の河川整備を進めているが、調節池や分水路等の効果を含めた治水安全度達成率が神田川83%、妙正寺川43%、善福寺川53%に止まっており、中小河川整備計画の確実な達成を図るため、未改修区間の早期整備が望まれる。

(9) 青海コンテナふ頭整備事業について

東京港の外貿機能の充実・強化を図るため、青海コンテナふ頭の南端部に新たなバース等を整備している。整備に伴い、取り扱うコンテナ貨物が増加することが見込まれるが、コンテナヤード等の拡張が限界に達していることから、ターミナルゲートの24時間365日フルオープン化を行い、荷役作業時間を拡大するなど、港湾設備等の効率的な運営を行う必要がある。

(10) 都立学校公開講座事業について

都民の生涯学習の幅広いニーズに応えるとともに開かれた学校の実現を目指して公開講座事業を行っている。この事業の実施に当たっては、地域住民の要望に合致した講座を開設するとともに、費用対効果に十分配慮するなど改善を図る必要がある。

4 要望事項

今回の監査対象とした10事業については、建設計画の廃止を含めた見直しが必要なもの、現状の把握が十分でないもの、あるいは成果の検証がなされていないものなどが認められたことから、各局は、監査の結果として示した問題点について、その解決に向けて積極的に取り組まれない。

企業の業績後退に伴い、税収の落ち込みが確実視されている財政状況の中において、都の事業運営はより一層厳しくなることから、事業を推進するに当たっては、これまで以上に効果的、効率的な運営が求められている。

各局においては、監査対象となっていない事業についても、今回の監査で示したような観点から検証を行い、事業執行に当たられることを要望する。

5 事業別監査の結果

応急給水槽の建設、維持管理事業について

第1 監査の結果

新たな応急給水槽の建設計画は、狭い空白地域が点在し、建設効率が悪くなっていることなどから、費用対効果の点などにおいて適切なものとはいえず、諸状況を考慮すると、廃止を含めた見直しを行うべきである。

応急給水槽は、給水が行える状態になっているとともに、区・市による給水訓練も行われていることから、所期の目的に従い活用されるよう適切に維持管理されていることが認められた。

第2 事業の概要

総務局は、「東京都震災予防条例」(昭和46年東京都条例第121号)(平成12年2月、東京都条例第202号「東京都震災対策条例」に全部を改正)に基づき「震災予防計画(昭和48年第1次)」を策定し、震災対策事業の一環として震災時に都民の飲料水を確保するため、応急給水槽を整備してきた。

昭和51年度以降、平成9年度末までの整備状況は、容量1,500 m^3 の応急給水槽53基(うち、容量2,000 m^3 1基)、容量100 m^3 の応急給水槽6基となっている。

応急給水槽の建設場所については、避難場所または、その周辺に整備することとし、避難者が指定避難場所で避難期間中に必要とする水量と、被害を受けた水道施設の応急復旧が完了するまでの期間に周辺住民が必要とする水量を貯蔵しておくこととしていた。

その後、既存の浄水場や給水所等に応急給水用資器材を配備し、合わせて給水拠点とし、避難場所または、その周辺から概ね2kmの範囲内に1箇所を確保することとしたが、第6次震災予防計画(平成7年度～平成12年度)においては計画を見直し、都民の居住場所から半径2kmの範囲内に給水拠点が無い地域を中心に容量1,500 m^3 の応急給水槽整備を進めると共にこれを補完するため、容量100 m^3 の小規模応急給水槽を整備してきた。

平成10年度に策定した第7次震災予防計画では、平成9年度末の応急給水充足率(注1)92%を平成13年度末に95%とすることを当面の目標として、都民の居住場所から概ね2kmの範囲内に給水拠点が無い空白地域の早期解消を図るため、平成10年度から平成13年度までの4年間の計画期間において、初年度事業費7億7,800万円で4箇所、以降各年度ごとに事業費5億1,600万円で4箇所ずつ、合計16箇所、総事業費23億2,600万円で応急給水槽を整備することとしている。

注1 応急給水充足率：災害時に応急給水が必要とされる計画給水面積において、応急給水槽などの設置により給水が充足される面積の占める割合。

第7次震災予防計画（平成13年度予定を含む。）における応急給水槽の当初計画及び整備実績は、表1のとおりである。

応急給水槽の建設、維持管理については、「給水施設の設置及び管理に関する協定」により、計画及び予算を総務局が、事業執行を水道局が行っている。

また、応急給水槽は、避難場所及びその周辺の延焼火災に対する緊急消火用水としても利用できるように整備している。

（表1）事業の現況

（単位：箇所、百万円）

事業目標 (平成10～13年度)				年次別計画					平成13年度末現況(予定)		
				平成 10年度	平成 11年度	平成 12年度	平成 13年度	合計			
応 急 給 水 槽	整備	計	1,500m ³	1	0	0	0	1	平成 9年度末	平成10～ 13年度	合計
		画	100m ³	3	4	4	4	15			
		数	計	4	4	4	4	16			
	箇所	実	1,500m ³	1	0	0	0	1	53	1	54
		績	100m ³	3	4	2	予定2	11	6	11	17
		数	計	4	4	2	予定2	12	59	12	71
	事業費	計画額		778	516	516	516	2,326			
		実績額		577	443	272	236	1,528			
	維持管理	管理数		59	63	67	69	-			
		事業費		267	259	312	予算360	1,198			

（注）1 容量1,500m³の給水槽数は、容量2,000m³の給水槽を1箇所含む。

2 維持管理の事業費は、大規模な修繕経費を含む。

第3 監査の観点、範囲、期間及び対象

今回の監査においては、事業計画は適切に見直されているか、応急給水槽の建設は計画どおり行われているか、建設された給水槽は所期の目的に従い活用されるよう適切に維持管理されているかの3つの観点から、応急給水槽の建設、維持管理事業の評価を行った。

また、実地監査は平成13年9月7日から同月17日までの期間において、総務局、水道局及び東京消防庁を対象として実施した。

第4 事業評価の結果（観点別）

1 事業計画について

事業計画は適切に見直されているかについての検証は、応急給水充足率、建設効率等を考慮し

たものとなっているかの視点から行った。

平成13年度末までに応急給水槽12箇所（当初の建設計画は、16箇所）の建設が完了すると、応急給水充足率が96%となり、計画目標の95%を上回るものの、空白地域の解消は10箇所、51.0km²に止まっている。これは、第6次震災予防計画において、都民の居住場所から半径2kmの範囲内に給水拠点がない地域に応急給水槽を建設することとし、建設が容易な箇所から整備を行い、その箇所から半径2kmの円を超える範囲を空白地域としてきた結果、狭い面積の空白地域が点在することになり、そのため、空白地域を効率的に解消できる建設場所の確保が困難となったことによるものである。

応急給水槽の建設により今後とも空白地域の解消を図るとする計画は、建設箇所の選定に当たり、人口密度、被害想定等が考慮されていないこと、現状においては、狭い空白地域が点在し、建設効率が悪くなっていることから、費用対効果の点などにおいて適切なものとはいえない。さらに、応急給水槽と浄水場、給水所等をあわせた給水拠点で確保されている飲料水の総量は、表2のとおり平成12年度末で98万m³（一人一日3リットル、全都民1,200万人として約4週間分）となっていること、「平成12年度区市町村防災事業の現況」（平成12年12月総務局災害対策部）によると、区市町村においても、受水槽・井戸の活用、容器入り飲料水の備蓄等により飲料水の確保に努めていること、などの諸状況を考慮すると、新たな応急給水槽の建設計画については、廃止を含めた見直しを行うべきである。

（表2）給水拠点の確保水量（平成13年3月31日現在）

給水拠点	箇所数(箇所)	確保水量(万m ³)
応急給水槽	69	8.3
浄水場・給水所等	120	89.7
合計	189	98.0

2 応急給水槽の建設について

応急給水槽の建設は計画どおり行われているかについて見たところ、平成10年度から平成13年度の計画箇所数、予算箇所数及び建設箇所数は、表3のとおりとなっている。

（表3）建設計画箇所数等

（単位：箇所）

	規模	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	合計
計画箇所数	1500m ³	1	-	-	-	1
	100m ³	3	4	4	4	15
予算箇所数	1500m ³	1	-	-	-	1
	100m ³	3	4	3	2	12
建設箇所数	1500m ³	1	-	-	-	1
	100m ³	3	4	2	2	11

（注）平成13年度の建設箇所数は、予定数である。

3 応急給水槽の維持管理について

建設された応急給水槽は所期の目的に従い活用されるよう適切に維持管理されているかについての検証は、 応急給水槽は常時使用可能な状態に維持管理されているか、 給水活動に当たる区・市が使用できるように操作説明等が適切に行われているかの視点から行った。

応急給水槽のポンプ、消防設備等の点検、修繕等の維持管理は、水道局（保守点検等一部を民間委託）が行っており、現地調査の結果、正常に給水が行える状態となっている。

応急給水槽ごとに取扱要綱が作成されており、建設工事完了時に現地において建設地の区・市に取扱要綱等を引き渡すとともに操作の説明を行っている。操作説明書は、現地調査を行った容量 1,500 m³の給水槽では操作盤の脇に、容量 100 m³の応急給水槽では備品倉庫内に、掲示されており、取扱要綱に記載されている器具等も備蓄されている。

また、都知事と区・市長との「給水施設の維持管理及び運用に関する協定書」により、災害訓練の目的で施設を使用するときは、水道局長の承認を得ることになっているが、応急給水槽が設置されている区・市の全てが申請をし、承認を得て応急給水訓練を行っている。

なお、消防用設備については、消防用ポンプ車等が採水できるように、消火栓、消防用採水口の機能が整備されていることを確認した。

以上のことから、建設された給水槽は、所期の目的に従い活用されるよう適切に維持管理されていることが認められた。

低公害車の普及促進事業について

第1 監査の結果

電気自動車の充電用に設置した急速充電スタンドについては、廃止を含めた見直しが必要である。

低公害車の普及を図るため、天然ガス供給スタンドの設置及び環境保全融資あっせん制度は着実な執行を行う必要がある。

4大低公害車については、現状における普及実態を捉え、窒素酸化物等の削減に向けて実現可能な計画設定を行うなど、その見直しについて検討する必要がある。

第2 事業の概要

環境局は、都庁所有車（以下「庁有車」という。）及び民間車の排出ガス量の多い古年式車による大気汚染への対策を進めるため、「東京都自動車公害防止計画（平成9年6月改定）」（以下「公害防止計画」という。）に基づき、できるだけ早期に、より低公害な自動車への代替を図り、自動車公害対策事業の目的である窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の削減に寄与することを目的に低公害車の普及促進事業を行っている。

低公害車の普及促進事業は、昭和63年度から開始されており、公害防止計画で、表1のとおり、平成12年度までに電気自動車、メタノール車、天然ガス（以下「CNG」という。）車、ハイブリッド車の4大低公害車及び指定低公害車を合計30万5,500台、平成17年度までに70万台とする公害防止計画の目標の達成を図ることを目的とするものである。

局は、この普及目標を達成するため、庁有車への導入（低公害車を率先して使用する。）、民間車への普及（低利な融資あっせん制度などにより民間事業者等へ導入を奨励する。）、CNG供給スタンドの整備（都内のどの地域でも容易に燃料の供給ができるように整備する。）、地域における低公害車導入事業（平成12年度事業終了）などの事業を実施し、普及促進に努めている。

平成11年度末における都内の低公害車の普及状況は、表2のとおりである。同表中にある、「指定低公害車」とは、七都県市首脳会議（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市）により創設された制度であり、自動車メーカー等からの申請に基づき、窒素酸化物、炭化水素、粒子状物質の各物質の排出量が、最新排出ガス規制値又は次期排出ガス規制値より一定程度低減したレベルの車両を低公害車として指定することとしており、平成13年8月末現在、同じ車両であってもエンジン形式の違いにより型式が細かく分類された結果989型式が指定されている。

なお、当該事業の事業費は、一般財源及び国からの補助金であり、平成12年度は、5億2,745万余円を支出している。

- * メタノール車： アルコールの一種であるメタノールを燃料として駆動する自動車
- * CNG車： メタンを主成分とする天然ガスを気体のまま、高圧（200kg/cm²）でガス容器に貯蔵し、燃料として使用する自動車
- * ハイブリッド車： 複数の動力源を組み合わせ、状況に応じて動力源を同時、あるいは個々に作動させるシステムをもった自動車。通常、制動・減速時のエネルギーを回収し、発進加速時にアシストする回生システムを備えている（内燃機関と発電機を併用した自動車）。

（表1）公害防止計画における都内の低公害車普及目標 （単位：台）

目標年度	4大低公害車				小計	指定低公害車	合計
	電気自動車	メタノール車	CNG車	ハイブリッド車			
平成12		1,300	35,000	1,000	77,300	228,200	305,500
17	40,000	2,000	80,000	11,000	133,000	567,000	700,000

（表2）都内における低公害車普及状況 （単位：台）

年度	区分	4大低公害車					指定低公害車				合計
		電気自動車	メタノール車	CNG車	ハイブリッド車	小計	LPG車	ディーゼル車	ガソリン車	小計	
平成9年度	庁有車	90	0	77	120	287	107	319	318	744	1,031
	区市等	141	21	34	2	198					198
	民間	110	146	317	322	895	146	47,554	145,449	193,149	194,044
	小計	341	167	428	444	1,380	253	47,863	145,767	193,883	195,263
10年度	庁有車	95	0	113	125	333	151	341	364	856	1,189
	区市等	105	10	46	56	217					217
	民間	84	149	627	1,579	2,439	1,994	51,305	263,859	317,158	319,597
	小計	284	159	786	1,760	2,989	2,145	51,646	264,223	318,014	321,003
11年度	庁有車	68	0	112	127	307	142	391	401	934	1,241
	区市等	109	9	59	60	237					237
	民間	120	123	976	2,955	4,174	3,255	54,736	424,411	482,402	486,576
	小計	297	132	1,147	3,142	4,718	3,397	55,127	424,812	483,336	488,054

第3 監査の観点、範囲、期間及び対象

今回の監査においては、庁有車における低公害車の普及は計画どおりのものとなっているか、民間車における低公害車の普及は適切に図られているか、地域における低公害車導入事業は計画どおりのものとなっているかの3つの観点から、低公害車の普及促進事業の評価を行った。

また、実地監査は、平成13年9月10日から同月17日までの期間において、環境局を対象として実施した。

第4 事業評価の結果(観点別)

1 庁有車における低公害車の普及は計画どおりのものとなっているか

庁有車における低公害車の普及は計画どおりのものとなっているかの検証は、低公害車の庁有車への導入状況、急速充電スタンドの利用状況の2つの視点から行った。

(1) 低公害車の庁有車への導入状況について

低公害車の庁有車への導入に当たっては、平成9年度に策定した都庁エコ・アップ計画において、庁有車における低公害車(4大低公害車及びディーゼル車以外の指定低公害車をいう。)の数値目標を、「平成12年度末10%以上」と定めている。

庁有車における低公害車の導入状況については、表3のとおり、平成12年度末現在、庁有車総台数7,576台の17.0%に当たる1,287台の低公害車が導入されており、数値目標を達成している。

しかしながら、4大低公害車の導入については、電気自動車、メタノール車、CNG車及びハイブリッド車のいずれについても、普及拡大が図られていない。

(表3) 都の庁有車に占める低公害車の導入状況(平成12年度末現在) (単位:台)

	庁有車 台数	4大低公害車					指定低公害車			合計
		電気	メタノール	CNG	ハイブリッド	小計	LPG	ガソリン車	小計	
知事部局	1,597	38		7	6	51				
交通局	1,753	7		108	123	238				
水道局	712	10				10	2	960	962	—
下水道局	596	22				22				
警視庁	1,130				2	2				
東京消防庁	1,788	1		1		2				
合計	7,576	78		116	131	325	2	960	962	1,287

(2) 急速充電スタンドの利用状況について

局は、公害防止計画において、4大低公害車のうち、電気自動車の導入を積極的に進めるため、その充電に使用する急速充電スタンド(以下「充電スタンド」という。)の整備が必要であるとして、平成4年度から平成7年度にかけて、都内に10基のスタンドを設置している。

しかしながら、庁有車における電気自動車の保有台数は、平成10年度95台、平成11年度68台及び平成12年度78台と導入の促進は図られていない。

電気自動車については、他の自動車に劣らない使用形態や大量普及を目標としていたものの、短距離移動・特定エリア内での走行に適した性能に止まっている。このため、使用も事業所管内の地域内走行に限定され、事業所での充電が可能となり、あえて充電スタンドを使用する必要がなく、2基の充電スタンドにおいてはほとんど使用実績がない。また、最近の電気自動車は、充電方式が変更されたことから、現在の充電スタンドでは対応ができなくなることも考えられる。

これらの現状を踏まえると、利用頻度の極めて少ない充電スタンドを設置しておくことは、その維持管理経費(年間約630万余円の費用負担している。)から見ても適切でなく、早期に、廃止を含めた見直しを行う必要がある。

2 民間車における低公害車の普及は適切に図られているか

民間車における低公害車の普及は適切に図られているかの検証は、民間車への導入における都の施策、CNG供給スタンドの設置状況、融資あっせん制度の3つの視点から行った。

(1) 民間車への導入における都の施策について

局は、窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の排出量の多い大型ディーゼル車対策のとして、そのリース料の一部に対し補助(補助率:リース料の1/4)を行い、低公害車の民間車への導入を図っている。

当該事業は、リース期間が終了する平成15年度までの補助事業(平成10年度に事業を終了している。)としており、平成12年度は224台に対し補助を行っている。

(2) CNG供給スタンドの設置状況について

局は、CNG自動車を普及させるためには、都内のどの地域でも容易に燃料の供給ができるCNG供給スタンドの設置を促進する必要があるとして、CNG供給スタンドの設置者に対し、設置費用の一部に補助(補助率:1/2、上限2,500万円)を行っている。

このCNG供給スタンドについては、公害防止計画において、平成17年度までに100基を設置することとしており、「東京構想2000」では、平成13年度から平成15年度の3年間に毎年度15基ずつ設置することとしている。

平成12年度末の設置状況は、エコ・ステーション(一般ユーザーも使用可能な営業用スタンド)が17基、事業者の自家用スタンドが9基(うち4基は一般ユーザーの使用も可能)で、全体で26基が設置されている。

CNG車の普及促進を図るためには、CNGスタンドの先行整備が必要不可欠であり、平成17年度までの100基設置の実現に向けて、燃料事業者の協力を得るなどし、計画に沿って整備を図っていくことが必要である。

(3) 融資あっせん制度について

局は、中小企業者・協同組合又は都民の公害防止に係る施設の整備、その他環境への負荷の低減のための自主的な活動を経済的に支援するために、東京都環境保全資金融資あっせん要綱(以下「融資あっせん要綱」という。)により必要な資金の融資あっせん、利子補給を行っている。

融資あっせん要綱に基づく「融資あっせん制度」は、中小企業者向けと都民向けの2種類があり、都が取扱金融機関に貸付原資の一部を預託し、金融機関から中小企業者等に対し必要な資金を貸し出すものであるが、その実績は、表4のとおり、全体として低調なものとなっている。

この原因は、利用者へのPRが不十分であったこと、融資対象の車種が少ないこと、対象車種は同型の普通車種に比べ割高であることなどによるものである。

低公害車の普及促進は、中小企業者、一般都民を含めたあらゆる分野で実施されなければならないが、局は、当制度の積極的かつ有効なPRに努めるとともに、対象車種の拡大を図るなど具体的な取り組みを行う必要がある。

(表4) 融資あっせん制度の実績

区分 年度	中 小 企 業 向 け							都 民 向 け		
	低 公 害 車			D P F 装 着		エコステーション等設置資金		クリーンエネルギー車購入資金		
	融 資 枠 (件)	実 績 (件)	台 数 (台)	融 資 枠 (件)	実 績 (件)	融 資 枠 (件)	実 績 (件)	融 資 枠 (件)	実 績 (件)	台 数 (台)
平成10	2,000	116	275							
11	500	55	88			10	0	400	20	20
12	1,500	46	56	1,000	0	10	0	400	34	34

(注) 都民向けは平成11年度から、中小企業向けD P F装着及びエコステーション等設置資金は平成12年度から開始

3 地域における低公害車導入事業は計画どおりのものとなっているか

局は、都内の一定地域に電気自動車、CNG自動車等の低公害車の普及モデル地域を設定し、都民、事業者、都及び地元区のパートナーシップによる、低公害車の大量普及の仕組みづくりを進め、地域特性に応じた低公害車の導入促進を図ることを目的として、モデル事業として当面5区(環状七号線等大気汚染の著しい地域を抱える北区、板橋区、飾区、練馬区及び足立区)を選定し、平成10年度から平成12年度までの3か年計画として実施したものである。

事業の内容としては、電気自動車、CNG車、ハイブリッド車をレンタカーとして導入し、都民、事業者の幅広い層に低公害車を体験する機会を提供し、低公害車の普及拡大を図ろうとするもので、低公害車を導入した場合、一般車との差額部分について補助（国 2/4、都 1/4、区 1/4）をすることとしていた。

計画では、ハイブリッドバス等を平成11年度に61台及び平成12年度に26台を導入することになっていたが、事業実績は表5のとおり、練馬区及び足立区の2区にあっては全く実績がないなど、極めて低調なものとなっている。

この事業は、局と区の協調事業として実施されており、実効ある事業の執行を目指していたものの、事業の拡大ないし新たな展開をすることなく、単にモデル事業としての実施に止まり、その事業効果を評価することなく終了している。

(表5) 地域における低公害車の導入事業実績 (単位:台)

事業の内容	年 度	北 区	板橋区	練馬区	足立区	飾区	合 計
レ ン タ ル 事 業 (ハイブリッド乗用車)	平成10~11	4	9			4	17
	12						
福祉施設等への導入 (ハイブリッドマイクロバス)	10~11		2				2
	12		2				2
低公害トラック事業 (CNGトラック)	10~11		4			2	6
	12		2			2	4
合 計	10~11	4	15			6	25
	12		4			2	6

これらのことから、平成11年度末における低公害車の導入台数は、前掲表2のとおり、48万8,054台となっており、平成12年度末の公害防止計画の目標台数である30万5,500台を大幅に上回る状況となっているが、4大低公害車は、4,718台(約1%)に止まっている。

ところで、公害防止計画の普及目標は、事業者等に対する低公害車の需要動向調査、自動車メーカー等に対する低公害車の開発動向調査の結果、「東京都自動車排出窒素酸化物総量削減計画」で定める自動車から排出される窒素酸化物等の削減目標に基づいて定められたものである。

窒素酸化物の削減目標を達成するためには、削減効果の大きい4大低公害車の普及促進を図ることが必要である。また、4大低公害車の普及により窒素酸化物以外の汚染物質の削減も見込んでいるものである。

しかしながら、電気自動車、CNG車等は、高価格、走行距離等から、公害防止計画の平成17年度目標を達成するのは困難であると思慮される。

局は、現状における低公害車の普及実態を捉え、窒素酸化物等の削減に向けて実現可能な計画設定を行うなど、その見直しについて検討する必要がある。

福祉人材の養成確保対策事業について

第1 監査の結果

介護支援専門員の必要数については、要介護者等に対し適切なサービスの提供を図るためにも、より詳細な実態の把握に努めるべきである。

第2 事業の概要

福祉局は、平成12年度の介護保険制度導入に向け、その円滑な実施に資するため、要介護者や要支援者が利用する介護サービスの計画（居宅サービス及び施設サービス計画・ケアプラン）作成や、区市町村からの委託による要介護認定に係る認定調査等を主な業務とする介護支援専門員（ケアマネジャー）の養成事業を平成10年度から行っている。

この養成事業は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に基づき定められた、東京都介護保険事業支援計画（以下「支援計画」という。）において、介護支援専門員の確保と資質の向上に取り組んでいくこととされており、その内容は、表1のとおり、介護支援専門員実務研修受講試験（以下「実務研修受講試験」という。）、介護支援専門員実務研修（以下「実務研修」という。）、介護支援専門員現任研修（以下「現任研修」という。）及び介護支援専門員指導者研修（以下「指導者研修」という。）の4事業で構成されている。

（表1）養成事業の内容

区 分	内 容
介護支援専門員実務研修受講試験（実務研修受講試験）	介護支援専門員実務研修の実施に当たり、介護保険制度や要介護及び要支援認定、居宅サービス及び施設サービス計画等に関する基礎的知識及び技能を有することの確認を目的に行う。
介護支援専門員実務研修（実務研修）	実務研修受講試験の合格者に対し、居宅サービス計画等、介護支援専門員としての必要な知識及び技術の修得を目的として行われる。 研修課程修了者は、介護支援専門員名簿に登録され、介護支援専門員の資格が与えられる。
介護支援専門員現任研修（現任研修）	介護支援専門員の実務に携わっている者の資質向上を目的とした研修を実施する。
介護支援専門員指導者研修（指導者研修）	実務研修及び現任研修における、居宅サービス計画等の演習課程の講師及び地域の介護支援専門員のリーダー的役割を果たす人材の養成を目的として行われる。

養成事業のうち、実務研修及び現任研修については、財団法人東京都地域福祉財団（以下「財団」という。）に局が事業実施を委託しており、実務研修受講試験は、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）に基づき、実務研修受講試験を行うものとして都が財団を指定し、財団が試験を実施している。

また、指導者研修については、実施主体が国で、研修の目的は、実務及び現任研修を担当する

講師の養成であることから、介護支援専門員に実際に従事している者を対象として厚生労働省が実施する指導者研修に派遣している。

各事業の実績は、表2のとおりとなっており、介護支援専門員については、平成11年度末までに1万1,163人の養成（実務研修修了者、平成10年度964人、平成11年度1万199人）を行っている。

この養成事業における平成12年度の事業費は、実務研修及び現任研修の経費として5,218万余円であり、その一部に国庫補助金（補助対象経費の50%）を充当し、残りは東京都地域福祉振興基金からの繰入金を財源としている。

なお、実務研修受講試験については、受験者からの受験料により事業を実施している。

（表2）年度別事業実績

（単位：人）

区 分	平成10年度	平成11年度	平成12年度	累 計
受 験 者 数	15,263	13,340	10,598	39,201
合 格 者 数	6,328	5,557	3,866	15,751
実務研修修了者数	964	10,199	1,459	12,622
現任研修修了者数	-	-	1,884	1,884
指導者研修受講者数	33	34	33	144

（注）指導者研修については、平成8年度から実施され、2年間で44名が養成されている。

第3 監査の観点、範囲、期間及び対象

今回の監査においては、介護保険制度の導入及び事業運営に合わせ、介護支援専門員の需要供給予測数は適切なものとなっているか、就業率の向上を図るための対策は適切に講じられているか、実務能力・資質の向上は効果的に行われているかの3つの観点から、平成12年度の介護支援専門員養成確保対策事業を中心として評価を行った。

また、実地監査は平成13年9月10日から同月17日までの期間において、福祉局を対象として実施した。

第4 事業評価の結果（観点別）

1 介護支援専門員の需要供給予測数は適切なものとなっているか

局は、平成12年度の介護保険制度の導入に際し、実際に従事する介護支援専門員の必要数について、区市町村ごとの要介護者等の推計数と平成10年度末に国が策定した「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第38号。以下「国基準」という。）等に基づき算定を行い、4,400人が必要であると見込んでいる。また、就業者については、表3のとおり、福祉人材計画策定調査結果により平成11年度末までの実務研修修了者において、40.7%の者が就業しているの見込み約4,500人と推計し、介護支援専門員の必

要数を充足しているものと判断している。

ところで、国基準では、居宅介護における介護支援専門員の配置基準については、事業所ごとに1名の常勤者を配置し、利用者が50人を超えるごとに1名の増配置をすることとしている。

しかしながら、介護支援専門員の配置について、局は、介護事業者から提出される報告等により把握しているとしているものの、平成12年度の社会福祉法等に基づく指導検査の結果を見ると、居宅介護にかかわる109事業者のうち、介護支援専門員の配置が基準に達していないところが15箇所見受けられたことから、介護支援専門員の配置状況について局が的確に把握していないことが認められる。

要介護者等は、表4のとおり、今後益々増加することが予測され、要介護者等に対し適切なサービスの提供をするためにも、介護支援専門員の必要数については、より詳細な実態の把握に努めるべきである。

(表3) 福祉人材計画策定調査における就業状況に関するアンケート結果

区 分	実施時期	調 査 対 象	調査人数	推計就業人数	就業見込率
福祉人材計画策定調査	平成12年9月～10月	平成10・11年度実務研修終了者	1,000人	4,543人	40.7%

(表4) 支援計画による高齢者及び要介護者数等の推移

(単位：人、%)

区 分	平成10年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
高齢者人口	1,718,063	1,862,684	1,937,763	2,010,308	2,077,250	2,135,113
要介護者等	228,776 (13.32)	241,647 (12.97)	252,492 (13.03)	263,029 (13.08)	273,248 (13.15)	282,997 (13.25)
施設	47,978 (2.79)	53,470 (2.87)	56,928 (2.94)	60,010 (2.99)	62,853 (3.03)	65,862 (3.08)
在宅	180,798 (10.52)	188,177 (10.10)	195,565 (10.09)	203,019 (10.10)	210,395 (10.13)	217,135 (10.17)

(注1) 平成10年度は高齢者実態調査で取りまとめたものである。

(注2) ()内の数値は高齢者人口に占める割合である。

2 就業率の向上を図るための対策は適切に講じられているか

局は、介護支援専門員の資格取得者の就業率は、前掲表3のとおり、40.7%の者が就業していると見込んでいる。

就業見込率が50%以下となった要因は、実務研修受講試験の資格要件が、介護にかかわるサービスに関する経験が必要であるとされていることから、受験者の多くは、現職の看護婦、医師等で、介護支援専門員に就業していない者の96.4%が他に職業を持っているためである。(福祉人材計画策定調査)

また、実務に就いていない理由については、表5のとおりとなっている。

介護支援専門員の雇用については、介護事業者と介護支援専門員の契約によるものであることから、局は、東京都福祉人材センターにおいて、就労相談・あっせん事業の一環として、窓口や電話による相談・あっせん、ホームページでの求人情報の提供などを行っている。

(表5) 実務に就けない理由

理 由	割合 (%)
勤め先を退職できない	30.3
現在の職業と兼職できる職場や求人がない	28.3
報酬が低い等採用条件が悪い	7.2
制度がまだ安定していない	5.9
求人情報が得られない	4.6
知識・力量に自信がない	3.9
求人がない	3.3
その他	16.4

3 実務能力・資質の向上は効果的に行われているか

実務研修は、研修の主眼が介護支援専門員としての実務を遂行するための能力の養成におかれており、研修の課程は、表6のとおり、国が定めている「介護支援専門員実務研修事業実施要綱」によって示されている。

この研修については、実践課程（後期）において、受講生が作成した居宅サービス計画の適正性をより実践に近い形で検討するなどの工夫をしている。

(表6) 国が示している介護支援専門員実務研修の内容

課 程	標準目安時間	講 師	
前 期	都道府県情勢・介護支援専門員の基本姿勢等	2 時間	都道府県担当等
	要介護認定等基準及び認定調査手法	4 時間	都道府県担当等
	課題分析・居宅サービス計画等作成演習手法説明	7 時間	都道府県担当等・指導者・団体等
	課題分析・居宅サービス計画等作成演習	4 時間	都道府県担当等・指導者・団体等
実 習	要介護認定等調査実習	指定居宅介護支援事業者等での 実習	
	課題分析・居宅サービス計画等作成実習		
後 期	要介護認定基準及び認定調査手法	4 時間	都道府県担当等
	課題分析・居宅サービス計画等作成演習	9 時間	都道府県担当等・指導者・団体等
	意見交換、講評	2 時間	都道府県担当等

現任研修については、平成12年度開始の事業であり、研修内容の検討についても研修の前

期及び後期プログラムの間で実施する講師打合せ会（１００名参加）で研修の実施方法等の打ち合わせを行っているが、その実績は、表７のとおり、特に居宅サービス計画の作成演習に重点を置いて実施していることが見受けられた。

また、「介護支援専門員現任研修事業実施要綱」においては、ある程度弾力的運営が認められていることから、平成１３年度には、局と財団とで協議のうえ、要介護者等の成年後見制度等にかかわる講義等の実施が予定されるなど、研修内容についての検討を行っている。

なお、現任研修は、前期・後期を通して受講することで課程修了となるが、表７のとおり、前期課程では２，６４６人が受講しているにもかかわらず、後期課程の受講者数が急減したことにより、修了者数が１，８８４人となっている。

（表７）平成１２年度の現任研修の内容

課 程	時 間 数	受 講 者 数
前期プログラム		
介護保険制度の動向	２５分	
介護支援専門員から見た給付管理事務及び請求事務	４０分	２，６４６人
介護支援専門員の役割等	９０分	
後期プログラム		
事例を用いたケアプランの立て方	２時間	１，８８４人
居宅サービス計画作成演習	８時間	

局は、介護支援専門員指導者養成研修に派遣して養成した指導者が、実務研修等において、主に実務の中核をなす介護サービス計画の作成の実践課程を受け持つことから、資質の維持が必要となるため、指導者が講師を担当する実務の指導及び現任研修に備えて介護支援専門員指導者連絡会を開催し、講義や意見交換等を行うことで、介護支援専門員の課題やその特性を理解したうえでの指導に努めている。

また、指導者は、自主的に構成する組織において、資質及び職業倫理の向上を目指し業務上の課題や問題点等の解決に取り組んでいる。

周産期医療対策事業について

第1 監査の結果

多摩地域の周産期母子医療センター整備については、医療計画策定後、既に4年を経過していることから、早期に方針を具体化する必要がある。

周産期医療情報ネットワークは、空床等の情報更新を1日2回行っているが、情報を容易に把握できるよう、可能な限り更新回数の増加を図り、最新情報の提供がなされるよう検討する必要がある。

周産期医療情報ネットワークの周知を図るとともに、早期にインターネット化を図る必要がある。

第2 事業の概要

衛生局は、急速な少子化の進行等に伴い、産科・小児科の医師や病床が減少する一方で、ハイリスクの新生児や妊産婦に対する医療需要が増えたことから、その対応策として、機動的に適切な医療を行うことのできるよう、産科・小児科双方からの一貫した周産期（妊娠満22週から生後満7日未満までの期間）医療システムを構築する目的で平成9年10月から、「周産期医療対策事業」を開始した。

本事業は、新生児集中治療管理室（以下「NICU」という。）を有し、産科・小児科双方の医療サービスを提供できる医療機関を周産期母子医療センター（以下「周産期センター」という。）として位置づけ都内全域に適切に配置することで、安心して子供を生み育てられる環境づくりの推進を図るものである。

東京都保健医療計画（平成10年度改定。以下「医療計画」という。）では、5年間の取組みとして周産期センター及びNICUを整備すること、多摩地域については周産期センターの整備について検討を行うこととし、平成14年度までに都内全域でNICUを200床整備するとしている。

周産期センターは、平成12年度末現在、表1のとおり、総合周産期センター（NICU9床以上）6施設、地域周産期センター（NICU3床以上）15施設の計21施設が設置されており、NICUは合計171床確保されている。

なお、総合周産期センターは、NICUのほかに、母体又は胎児におけるハイリスク妊娠に対応するための母体・胎児集中治療管理室を有しており、6施設で55床が確保され、高度医療の提供を行っている。

局は、周産期センター（国立、都立は除く。）の運営及び施設整備に対する補助を行うとともに、情報ネットワークを活用した医療機関への情報の提供と従事者研修等を行っている。さらに、平成12年度から多摩地域に新たな周産期センターが整備されるまでの間、NICUを有していないが新生児医療に対応可能な医療機関相互のネットワーク化を図る「多摩地域周産期医療連携

強化事業」を行っている。

平成12年度は、周産期医療対策事業の事業費として4億2,735万余円(一般財源2億5,304万余円、特定財源1億7,431万余円)を支出しており、周産期センターへの運営費補助は14施設、施設整備費補助は4施設に行っている。

(表1) 東京都周産期母子医療センターの現況

(平成12年度末現在)

区分	施設名	所在地	NICU	M-FICU	指定年月			
区	総合	民間	総合母子保健センター愛育病院	港区	9床	9床	平成11年4月	
			東京女子医科大学病院	新宿区	9	9	9年10月	
			東邦大学医学部附属大森病院	大田区	15	9	9年10月	
			帝京大学医学部附属病院	板橋区	12	10	10年4月	
		都立	都立墨東病院	墨田区	12	9	11年6月	
	総合周産期母子医療センター計(5施設)			57	46			
	地域	民間	等	聖路加国際病院	中央区	3		12年4月
				東京慈恵会医科大学附属病院	港区	3		11年1月
				東京医科大学病院	新宿区	9		9年10月
				順天堂大学医学部附属順天堂医院	文京区	6		9年10月
				賛育会病院	墨田区	6		9年10月
				昭和大学病院	品川区	9		9年10月
				日本赤十字社医療センター	渋谷区	12		9年10月
				日本大学医学部附属板橋病院	板橋区	6		9年10月
				日本赤十字社東京都支部 飾赤十字産院	飾区	9		9年10月
		国立	国立小児病院	世田谷区	9		9年10月	
		都立	都立大塚病院	豊島区	9		9年10月	
			都立豊島病院	板橋区	6		11年10月	
			都立母子保健院	世田谷区	3		9年10月	
地域周産期母子医療センター計(13施設)			90					
区部計(18施設)			147					
多摩	総合	民間	杏林大学医学部附属病院	三鷹市	9	9	9年10月	
			都立清瀬小児病院	清瀬市	6		9年10月	
	都立	都立八王子小児病院	八王子市	9		9年10月		
		地域周産期母子医療センター計(2施設)			15			
多摩計(3施設)			24	9				
合計(21施設)			171	55				

(注) M-FICUとは、母体・胎児集中治療管理室のことである。

第3 監査の観点、範囲、期間及び対象

今回の監査においては、周産期センターの施設整備は計画どおりに行われているか、周産期センターの施設は有効かつ効率的に運営されているか、周産期医療情報ネットワークは有効に機能しているかの3つの観点から、平成12年度の周産期医療対策事業を中心に評価を行った。

また、実地監査は、平成13年9月10日から同月17日までの期間において、衛生局を対象として実施した。

第4 事業評価の結果(観点別)

1 周産期センターの施設整備は計画どおりに行われているか

医療計画では、平成10年度から平成14年度までの5か年間で周産期センター及びNICUを整備するとされており、平成12年度末現在の周産期センターの整備状況は、総合周産期センター6施設、地域周産期センター15施設の計21施設となっている。また、平成14年度までの目標として掲げられ、都内全域で200床を整備するとされているNICUは、平成12年度末までに171床となっていることから、ほぼ計画どおり整備されている。

この整備状況について区部と多摩地域とで比較して見ると、表2のとおり、平成10年度以降、区部では周産期センターが2施設、NICUが11床増加しているが、多摩地域においては、周産期センター3施設、NICU24床のままであり、新たな整備が行われていない。

このため、多摩地域の出生数3万4,738人(平成12年度実績)に対するNICUの整備率は著しく低いものとなっており、緊急時等における母体及び新生児の地域の医療機関から周産期センター以外への搬送割合が、多摩地域においては、区部と比べて非常に高い(母体搬送:区部13.8%、多摩地域57.1%、新生児搬送:区部6.8%、多摩地域15.5%)現象となって現れている(平成11年度「東京都における母体・新生児搬送に関する調査結果報告書」)。

ところで、NICUについては、出生数1,000人に対し2床設置(平成7年厚生省研究班報告)することが望ましいとされていることから、医療計画では、多摩地域について周産期センターの整備を検討している。また、「都立病院改革会議報告書」(平成13年7月)においても、多摩地域への周産期センターの整備は、今後の検討課題とされ具体化されるまでに至っていない。

多摩地域の周産期センター整備については、医療計画策定後、既に4年を経過していることから、早期に方針を具体化する必要がある。

(表2) NICUの設置状況(平成12年度末現在)

区		部					多摩地域						
区分	施設数			NICU(床)			区分	施設数			NICU(床)		
	平成10年	平成11年	平成12年	平成10年	平成11年	平成12年		平成10年	平成11年	平成12年	平成10年	平成11年	平成12年
計	16	17	18	136	144	147	計	3	3	3	24	24	24

2 周産期センターの施設は有効かつ効率的に運営されているか

現在、周産期センターの21施設におけるNICUの利用率は100%に近く、高利用となっている。

その大きな要因は、「NICU等における長期入院患者実態調査（平成13年度調査）」に見られるように、NICUの入院日数において、90日以上が11.6%、180日以上が5.5%と長期入院患者が多くなっているためである。

長期入院患者が多いなか、NICUの満床状況を解消するためには、NICUに入院した新生児を、その症状が一定程度回復した場合に、他の病床に移すための後方病床（以下「GCU」という。）を確保することが重要なこととなっている。局は、GCUの設置基準について、NICUの2倍の病床を確保することとしており、平成12年度末までにNICUの2倍を超える449床を確保している。

このようなことから、周産期センターにおいてNICUの受入れ施設の空きがなかった日について、その年度別の推移について見たところ、表3のとおり、年々改善されてきていることが認められる。

（表3）NICUの受入状況の年度別推移

区 分	平成10年度	平成11年度	平成12年度
受入れ可能施設が 全くなかった日	98 日	78 日	38 日
比 率	26.8 %	21.3 %	10.4 %
NICUの設置数	160 床	168 床	171 床
GCUの設置数	430 床	441 床	449 床

（注）平成13年度は、8月末実績で3日となっている（稼働日数153日）。

3 周産期医療情報ネットワークは有効に機能しているか

周産期医療情報ネットワーク（以下「情報ネットワーク」という。）は有効に機能しているかの検証は、病床の利用状況の把握、情報ネットワークのインターネット化の2つの視点から行った。

（1）病床の利用状況の把握について

局は、周産期センター相互の連絡・協力体制を推進し、患者の受入れ及び搬送を円滑に行うため、各周産期センターの空床等の情報を提供することを目的とした情報ネットワークを構築している。

この情報ネットワークは、周産期医療情報センター（母子保健課）、周産期センター21施設及び東京消防庁（救急）をコンピューターのオンラインで結んでいるものであり、日々、端

末で空床情報等の診療能力情報を更新することにより、周産期センター、東京消防庁等に対して、空床等の情報を提供しているものである。

ところで、当該情報ネットワークにおける空床等の情報については、診療体制や病棟の状況から患者の受入判断を医療従事者が行う必要があることから、情報の更新を1日2回、午前9時と午後5時に行っているが、緊急時に空床の情報が容易に把握できるようにするためにも、可能な限り更新回数の増加を図り、最新の情報提供がなされるよう検討する必要がある。

(2) 情報ネットワークのインターネット化について

周産期を含めた前後の期間における医療は、突発的な緊急事態の生じることがあり、患者を地域の医療機関から周産期センターへ搬送するケースがあることから、周産期センターは、地域の産科・小児科の医療機関と一定の医療機能の分担の下で、これらが密接に連携していくことが重要である。

しかしながら、地域の医療機関が患者を周産期センターに搬送しようとする場合、周産期センターの空床情報等に関する情報ネットワークを知らない医療機関が29.7%に上っている(「東京都における母体・新生児搬送に関する調査結果報告書」(平成11年度調査))こと、

現在のシステムでは、地域の医療機関は情報ネットワークにアクセスできないこと、が確認された。

患者の受入れ、搬送を円滑に行うためには、情報ネットワークの存在について周産期医療関係者への周知を図るとともに、地域の医療機関がアクセスできるようにすることが不可欠であり、局は、早期に情報ネットワークのインターネット化を図る必要がある。

創業支援機能の整備・運営事業について

第1 監査の結果

創業支援機能の整備・運営事業は、提供している施設の入居率が未だ不十分なものがあるため、提供施設の小規模化を図るなど、需要に沿ったものとなるよう事業内容を見直していく必要がある。

この事業による提供施設から退去する企業に対し、理由等の聞き取り調査を行うなどの方策を検討し、事業効果の的確な把握に努めるべきである。

この事業と空き庁舎を利用した創業支援事業のそれぞれが、新規産業の創出に結びつくよう、入居企業の支援に努めていく必要がある。

第2 事業の概要

産業労働局は、ベンチャー企業等の創業を支援して、新規産業を創出し、東京の産業の活性化を図るため、創業支援施策として、表1のとおり、各種の事業を行っている。

(表1) 創業支援施策の概要

事業名	概要
TOKYO起業塾	起業を目指す者に対する総合相談、創業支援セミナーの開催、交流機会の場の提供
創業支援機能の整備・運営事業	低廉な賃貸料による創業支援施設の提供
空き庁舎を利用した創業支援事業	空き庁舎を利用した賃貸料無料の創業支援施設の提供
ベンチャービジネス支援事業	ベンチャー企業のマーケティング力を強化するため専門家による実践的アドバイスを行う「マーケティング道場」の開催
新産業育成総合支援事業	ベンチャー企業等を対象に公認会計士、弁理士等の専門家等による「資金調達」、「販路開拓」等の経営課題についての個別、継続的支援
東京都中小企業支援センター事業	「東京都中小企業支援センター」に経営、金融、特許、法律等の専門家を配置して行う総合相談窓口の設置等
その他、創業支援融資、東京都中小企業振興基金の活用によるベンチャー企業市場開拓支援助成、創業支援（新製品・新技術開発促進）助成等	

(注) 1、 、 から までは、財団法人東京都中小企業振興公社に対する補助事業（ 、 、 は、平成12年度までは旧東京都商工指導所で実施している。）

2 は、同公社に対する委託事業である。

今回の監査は、このうち、 の創業支援機能の整備・運営事業を対象として行った。

本事業は、財団法人東京都中小企業振興公社（以下「公社」という。）が都の補助を受けて、

臨海副都心のタイム24ビル及び東京ファッションタウンビルの一部を一括して借り上げ（タイム24ビル、東京ファッションタウンビルのいずれも賃借料6,050円/m²）、そこに創業支援施設としてインキュベータオフィス及びスモールオフィスを設置し、ベンチャー企業等に対し低廉な賃貸料で提供するとともに、他の施策と連携し、その支援を行うものである。

入居対象者は、今後の東京の産業の先導役となることが期待される情報関連、ファッション、生活関連産業等で、都内での創業を図る起業家又は創業間もない企業である。

公社は、入居企業に賃借料（スモールオフィス入居企業には賃借料の3分の2相当額）を2分の1に軽減した額で創業支援施設を提供し、徴収した賃貸料等を都に納付しており、都は、公社に対し当該施設等の設置及び管理運営に要する経費の全額を補助している。

平成12年度の都から公社に対する補助額は6億9,656万余円（事業費6億7,478万余円、管理費2,178万余円）で、公社から都への納付額は1億72万余円である。

平成13年9月現在の創業支援施設等の設置状況は、表2のとおりである。

（表2）創業支援施設等の設置状況（平成13年9月現在）

区 分	タイム24ビル	東京ファッションビル
所 在 地	江東区青海2 - 4 5	江東区有明3 - 1
施 設 面 積	3,545m ²	1,646m ²
創 業 支 援 施 設	インキュベータオフィス	平成8年10月開設
	室数 48室 1室:20.40m ² ~ 133.51m ²	室数 10室 1室:45.15m ² ~ 63.25m ²
	賃貸料 月6,050円/m ² × 1/2 × 貸付面積	
	共益費 月2,420円/m ² × 貸付面積	
	スモールオフィス	平成12年6月開設
	平成13年7月開設	平成12年6月開設
	室数 12室 1室:15.00m ² ~ 20.27m ²	室数 15室 1室:15.20m ² ~ 28.30m ²
	賃貸料 月4,040円/m ² × 1/2 × 貸付面積	
	共益費 無料	
交流・サービス施設 （共同利用施設）	デジタル工房 420.6m ² パソコンやワークステーション、カラープリンターを備えるファクトリーコーナー、大型モニターを備えるアカデミーコーナー、ミュージック&サウンドブース等	・多目的スペース 468.06m ² ・打合コーナー、情報ライブラリー、映像ライブラリー等 387.94m ²

（注）1 「インキュベータ」とは産業の「ふ卵器」を意味する。

2 インキュベータオフィスは独立した事務所として整備されているが、スモールオフィスは一定のスペースを簡易パーティションで間仕切りしたものである。

局は、本事業を平成8年度から実施しているが、平成12年度末現在の創業支援施設の入居状況は表3のとおりである。

(表3)平成12年度末入居状況

(単位:室、%)

区 分	部屋数	入居数	入居率
タイム24ビル インキュベータオフィス	48	32	66.7
東京ファッションタウンビル インキュベータオフィス	10	9	90.0
スモールオフィス	15	14	93.3

一方、都の空き庁舎を利用した創業支援施設の提供事業(空き庁舎を利用した創業支援事業)は、賃貸料を無料として、平成12年度からベンチャーSUMIDA(旧東京都立繊維工業試験場江東分場)においてインキュベータオフィス22室の規模で開始し、平成12年8月に行われた募集には7倍を越す応募倍率となっている。

さらに、平成13年度には、神田(旧東京都職業能力開発研修所)において30室、八王子(旧東京都立産業技術研究所青梅村山伝統産業棟)において11室を整備し、提供することとしている。

第3 監査の観点、範囲、期間及び対象

今回の監査においては、提供する施設の規模や室数等、事業は需要に見合った内容となっているか、入居率の推移や関連施策との連携等により事業は所期の目的を達成しているか、空き庁舎を利用した創業支援事業とはどのような関係になっているかの3つの観点から、創業支援機能の整備・運営事業の評価を行った。

監査においては、上記の観点に基づいて評価するため創業支援機能の整備・運営事業を監査したほか、同様な目的で新たに開始された事業であることから空き庁舎を利用した創業支援事業についても監査の範囲としたが、事業開始後間もないことから評価の対象とはしていない。

また、実地監査は、平成13年9月7日から同月17日までの期間において、産業労働局を対象として実施した。

第4 事業評価の結果(観点別)

1 提供施設の規模、室数等と需要との関係について

創業支援機能の整備・運営事業による提供施設の規模、室数等が需要に見合ったものとなっているかについての検証は、提供している施設の入居率を年次別、規模別に見てどのようになっているか、入居率の低いものについて、需要に沿ったものとするための方策はどのようになっているかの視点から行った。

中小企業総合事業団の「主要国の起業意識・都道府県起業力比較調査報告書」(平成13年1月)によると、全国の創業希望者数は124万人であり、都におけるそれは17万7,000人、

人口10万人当たり1,529人で、いずれも全国一となっている。また、「ベンチャー企業の実態に関する調査報告書」（平成12年2月東京都商工指導所）によると、ベンチャー企業は東京立地の主なメリットとして「交通の便がよく、業務活動上便利」（75.9%）、「業界の情報を入手しやすい」（54.1%）を挙げており、一方、主なデメリットとして「建物等の賃借コストが高い」（75.2%）、「賃金が高い」（36.7%）といった高コスト性を挙げている。このことから、局は、創業支援施策の一つとして、企業創業時の賃借コストの軽減を目的とした創業支援施設の提供を行っている。

ところで、この事業による施設の入居状況について、年次別の入居率の推移を見ると表4のとおりであり、タイム24ビルについては未だ不十分なものとなっている。

（表4）創業支援施設年度別入居状況 （単位：室、%）

区 分	タイム24ビル		東京ファッションビル	
	インキュベータ オフィス	スモール オフィス	インキュベータ オフィス	スモール オフィス
室 数	48	12	10	15
平成8年度末	入居数	34	1	
	入居率	70.8	10	
平成9年度末	入居数	38	3	
	入居率	79.2	30	
平成10年度末	入居数	32	4	
	入居率	66.7	40	
平成11年度末	入居数	26	7	
	入居率	54.2	70	
平成12年度末	入居数	32	9	14
	入居率	66.7	90	93.3
平成13年 9月1日現在	入居数	28	11	14
	入居率	58.3	91.7	93.3

入居率の低いタイム24ビルのインキュベータオフィスを規模別に見ると表5のとおりである。

(表5) タイム24ビル インキュベーターオフィス 規模別入居状況 (平成13年9月1日現在)

(単位: 室、%)

規模	20.40m ² ~ 48.45m ²	51.98m ² ~ 67.81m ²	73.16m ² ~ 74.44m ²	103.29m ² ~ 133.51m ²	合計
室数	20	8	15	5	48
入居数	14	5	6	3	28
入居率	70	62.5	40	60	58.3

局は、平成12年度に東京ファッションタウンビルに共同利用施設として設置されていたカラーライブラリー（色彩をテーマにした専門書籍や現物が整備されていた施設）を廃止し、その場所にインキュベーターオフィスよりは小規模なスモールオフィス15室を新設した。また、平成13年度にタイム24ビルの共同利用施設であるマルチメディア制作工房（平成13年度からデジタル工房に名称変更）の一部にスモールオフィス12室を新設した。これらの申込受付時の応募倍率は、東京ファッションタウンビルで2倍、タイム24ビルで3.4倍となり、全て入居済である。

また、局が平成13年9月にTOKYO起業塾の創業支援セミナー（創業入門コース）の受講者を対象に行った創業の場についてのアンケート調査によれば、オフィスを借りるとした場合の面積については、20m²前後を希望するものが29.8%、40m²前後を希望するものが33.3%、合計で60%以上となっている。

局は、これらのことを踏まえ、提供施設の小規模化を図るなど、より需要に沿ったものとなるよう事業内容を見直していく必要がある。

2 事業目的の達成状況について

事業が所期の目的を達成しているかについての検証は、関連施策との連携が取られているか、事業効果は的確に把握されているかの視点から行った。

新規産業の創出という創業支援施策の目的から見て、この事業の所期の目的は入居した企業の成功比率を高めていくことにある。そのためには、創業期や成長等の過程で入居企業に発生する経営面や技術面での様々な課題に対して、他の創業支援施策との連携等による適切な支援を行える体制を取る必要がある。

この点について平成11年度までの入居企業に対する支援は、受注企業として登録することで取引あっせんが受けられる下請企業振興事業が主なものであった。

平成12年度からは、創業支援施策の一つとして新たに開始された新産業育成総合支援事業について、入居企業に対しても募集を行い、入居10企業に対する支援を行っている。また平成13年度からは、都の中小企業施策や相談機関の紹介等を公社の調査員により週に1回行うなどの支援体制が整備されたところである。

こうした支援施策と連携したこの事業を効果的に推進するためには、事業実施上の改善すべき点や成功事例の正確な把握を行うことが求められる。

成功事例については、公社が退去する企業から徴している退去理由書から見ると、表6のとおりで、退去70企業中18企業が成功事例と見られる事業拡張による移転を理由としている。

(表6) 入居企業の退去理由

(平成13年9月1日現在)

区 分	タイム24ビル			東京ファッションタウンビル			合計
	インキュベータ オフィス	スモール オフィス	計	インキュベータ オフィス	スモール オフィス	計	
移転(事業拡張)	16	0	16	1	1	2	18
移転(取引先との関係)	8	0	8	2	0	2	10
移転(立地条件の見直し)	3	0	3	7	1	8	11
移転(事業縮小)	3	0	3	0	0	0	3
事業の見直し	19	0	19	1	1	2	21
事業中止	4	0	4	0	0	0	4
事業転換	1	0	1	0	0	0	1
その他	1	0	1	1	0	1	2
合 計	55	0	55	12	3	15	70

しかし、不成功事例と見られる「事業縮小」、「事業の見直し」、「事業中止」等の原因分析がなされていないこと、「取引先との関係」や「立地条件の見直し」による移転が成功か否か不明であること、成功事例についてどのような支援策が有益であったのか不明であることなど事業効果の的確な把握がされていない

局は、退去する企業に対し、理由等の聞き取り調査を行うなどの方策を検討し、事業効果の的確な把握に努めるべきである。

3 空き庁舎を利用した創業支援事業との関係について

創業支援機能の整備・運営事業及び空き庁舎を利用した創業支援事業による創業支援施設を比較すると、表7のとおりである。

(表7) 創業支援施設別比較表

(平成13年9月現在)

項目	創業支援機能の整備・運営事業		空き庁舎を利用した創業支援事業
	インキュベータオフィス	スモールオフィス	
入居対象者	東京の産業の先導役となることが期待される情報関連、ファッション、生活関連産業等で都内で創業を図る者又は創業3年未満の中小企業者		都内に住所を有する者又は都内に事業所がある中小企業者で、現に事務所の確保が必要なもののうち、成長が期待される有望分野で創業を図ろうとする者又は創業1年未満の中小企業者
入居期間	5年以内	3年以内(ただし、2年まで延長可)	2年以内(再審査の上、1年間の延長を認めることができる)
賃貸料	月6,050円/m ² × 1/2 × 貸付面積	月4,040円/m ² × 1/2 × 貸付面積	無料
共益費	月2,420円/m ² × 貸付面積	無料	月1,185円/m ² × 貸付面積
貸室の使用目的	事務所	事務所	事務所
収益納付	なし	なし	税引前当期利益の10%
貸室数及び規模	・タイム24ビル 48室 1室20.40m ² ~ 133.51m ² ・東京ファッションタウンビル10室 1室45.15m ² ~ 63.25m ²	・タイム24ビル 12室 1室15.00m ² ~ 20.27m ² ・東京ファッションタウンビル10室 1室15.20m ² ~ 28.30m ²	・ハンチャ-SUMIDA 22室 1室10.00m ² ~ 22.25m ²
共同利用施設	・タイム24ビル デジタル工房 ・東京ファッションタウンビル 多目的スペース		接客スペース、会議室

創業支援機能の整備・運営事業においては、他県居住者でも都内で創業を図る者は入居可能であり、借り上げた施設を共同利用施設内の設備(標準時間内は無料)とともに提供するもので一定の賃借料負担等を求めている。一方、空き庁舎を利用した創業支援事業においては、都有財産である空き庁舎を改修して整備したものを、都民及び都内所在の中小企業者に、賃借料を無料

(入居期間中に利益が発生した場合には税引前当期利益の10%を納付する。)で提供することとしている。

また、創業支援機能の整備・運営事業の入居対象者は、創業3年未満の中小企業者で入居期間をインキュベータオフィス5年以内、スモールオフィス3年以内としている。空き庁舎を利用した創業支援事業の入居対象者は、創業1年未満の中小企業者で入居期間を2年以内としており、広く都民に創業の機会を提供するものである。

以上のとおり、両事業は対象等において一部の違いはあるが、入居しようとする企業の事情に応じた選択が可能な状況となっている。

局は、東京の産業の活性化を図るため、今後、それぞれの事業が新規産業の創出に結びつくよう入居企業の支援に努めていく必要がある。

区市町村住宅の供給助成事業について

第1 監査の結果

局は、公営住宅の供給について区市町村が都と対等な担い手となるよう補助等を行っているものの、十分な効果を上げていないことから、今後、実効ある施策をさらに検討する必要がある。

局は、検証に必要な十分なデータを収集・分析したうえで、区市町村が地域に根ざしたまちづくりや福祉施策と連動した住宅供給を一層推進するよう積極的に努めるべきである。

第2 事業の概要

住宅局は、「東京都住宅マスタープラン（平成9年3月改定）」（以下「マスタープラン」という。）に示されている政策目標「区市町村による地域に根ざしたまちづくりや福祉施策と連動した区市町村営住宅の供給をさらに促進するため、支援を強化するとともに、区部を中心に都営住宅の移管を推進する」ことを実現するために、区市町村住宅の供給助成事業（以下「本事業」という。）及び都営住宅の特別区への移管事業（以下「移管事業」という。）を実施している。

本事業には、公営住宅供給助成、特定優良賃貸住宅（以下「特優賃住宅」という。）供給助成、高齢者向け優良賃貸住宅（以下「高優賃住宅」という。）供給助成があり、その概要は下記のとおりである。

公営住宅供給助成

公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）に基づいて、区市町村が行う公営住宅の建設、買取り又は借上等に対して、その経費の一部を補助することにより、住宅供給の促進を図る。

特優賃住宅供給助成

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号）に基づいて、公営住宅制度を補完し、良質な賃貸住宅ストックの形成と入居者の家賃負担を軽減し、中堅所得層の生活の安定を図る。

高優賃住宅供給助成

高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）に基づいて（平成11年度の新規開始時は要綱事業）、高齢者が安心して居住の場を確保できるように、優良な賃貸住宅の供給の推進に要する経費を補助する。

移管事業は、昭和56年の第10回都区検討委員会で、まちづくりの視点や住民のニーズに合ったきめ細かな対応ができるよう、住民に身近な基礎的自治体である特別区に対して都営住宅を移管することとしたものである。移管の対象は、概ね100戸程度まで（昭和63年までは20戸程度）の小規模団地で、各区と協議の整ったものから移管を行うこととした。

第3 監査の観点、範囲、期間及び対象

今回の監査においては、公営住宅の供給に関する都と区市町村の役割分担は適切なものとなっているか、都の助成を受けて行われる区市町村住宅の供給事業は計画どおり進められているか、公営住宅の供給において区市町村が果たすべき役割に十分配慮して助成を行っているか、の3つの観点から本事業の評価を行った。

監査においては上記の観点に基づいて評価するため、本事業を監査したほか、移管事業についても監査の範囲とした。

また、実地監査は、平成13年9月7日から同月17日までの期間において、住宅局を対象として実施した。

第4 事業評価の結果(観点別)

1 都と区市町村の役割分担について

公営住宅の供給に関する都と区市町村の役割分担は適切なものとなっているかについての検証は、区市町村との連携のあり方について、主に財政支援及び連携体制の視点から行った。

まず、都と区市町村の役割分担のあり方について、公営住宅の供給実績について見てみると、表1のとおり平成11年度末現在における区市町村による公営住宅の供給戸数は1万5,716戸であり、都全体の公営住宅に占める割合は6.2%となっている。

法第4条では、都も区市町村も公営住宅供給の事業主体として同じ立場にあり、全国平均では区市町村の供給割合は57.5%であることに加え、平成13年5月の住宅政策審議会答申(以下「住政審答申」という。)において「都と区市町村の住宅の割合を、21世紀半ばをみすえた将来の姿としては、総体として50対50にする方向で段階的な目標を設定し、都営住宅の区市町村移管を進めていくべき」としていることを考えると、都全体における区市町村の公営住宅供給割合は著しく低いものといえる。

この原因は、第1に、戦後の厳しい住宅難解消のため、都は特定の区市町村にとらわれない広域的な住宅政策の中で公営住宅の供給促進を進めてきたこと、第2に、特別区が昭和49年の地方自治法(昭和22年法律第67号)の一部改正まで公営住宅法上の事業実施主体となれなかったため、区部においては都がその役割を担ってきたことによるものである。

(表1) 公営住宅供給の状況

(平成11年度末現在)

都 内			全 国		
区 分	供 給 戸 数	供 給 割 合	区 分	供 給 戸 数	供 給 割 合
都	238,974戸	93.8%	都道府県	921,107戸	42.5%
区市町村	15,716戸	6.2%	区市町村	1,244,919戸	57.5%
計	254,690戸	100%	計	2,166,026戸	100%

ところで、公営住宅の建設（建替を含む）は、国の補助（建設費の1/2等）によって事業を行うのが一般的であるが、都は、区市町村が公営住宅を建設する場合、表2のとおり、国の補助に上乗せして補助を行っている。これは公営住宅供給について、区市町村が都と対等な担い手となるよう誘導するためであり、全国的に見ても非常に手厚い補助を行っているものである。

（表2）区市町村住宅の供給助成事業の補助対象等

事業名	補助対象	補助率 (建設費)	事業実績(百万円) 括弧内は建設規模	
			平成12年度	平成11年度
公営住宅供給助成	建設費 家賃対策 借上等	国1/2 都1/4	予算 2,591(1,737戸)	予算 2,067(1,500戸)
			決算 2,458(459戸)	決算 2,067(511戸)
特優良住宅供給助成	建設費 家賃対策等	国1/3 都1/6	予算 1,475(1,900戸)	予算 1,689(1,800戸)
			決算 1,058(549戸)	決算 1,689(272戸)
高優良住宅供給助成	計画作成費 建築費 家賃対策	国1/3 都1/6	予算 458(150戸)	予算 17
			決算 146(137戸)	決算 17 計画作成費

また、連携体制について、局は、表3のとおり研修会等を実施するほか、個別の問題について区市町村の照会に対応するなど、公営住宅の供給主体として必要な知識の伝達に努めている。

しかしながら、これらの支援策は、未だ区市町村の積極的な住宅施策の展開には十分に繋がっていないとはいえない。

今後、局は住政審答申の提言を踏まえ、中長期的な視点に立ち、区市町村による積極的な住宅施策の展開に繋がる実効ある事業をさらに検討する必要がある。

（表3）公営住宅整備事業等研修等一覧（平成12年度実施分）

開催月日	研修会等名称	内 容	参加自治体等
平成12年 6月29日	平成12年度公営住宅整備事業等 第1回研修会	平成12年度公営住宅整備事業等（全事業）に関する改正点・予算等の説明	52自治体 (99人)
9月 1日	平成12年度公営住宅整備事業等 第2回研修会	公営住宅ストック総合活用計画及び会計 検査時の指摘事項等に関する説明	46自治体 (79人)
10月23日	買取公営・買取特公賃事業勉強 会	買取事業の補助申請等に関する勉強会	16自治体 (34人)
11月15日	平成12年度島嶼協議会	島しょの町村を対象にした公営住宅整備 事業等の説明及び見学会	7自治体 (15人)
11月21日	借上公営・特優良事業勉強会	借上事業の補助申請等に関する勉強会	27人
11月22日	公営住宅建設・特公賃住宅建設 事業勉強会	直接建設事業の補助申請等に関する勉強 会及び見学会	16自治体 28人
12月 4日	平成12年度公営住宅等管理研修 会	平成12年度公営住宅等の管理に関する研 修会	約100人
平成13年 1月16日	平成12年度公営住宅整備事業東 京都補助説明会	平成12年度公営住宅整備事業等（全事 業）の東京都補助金に関する説明	約50人
2月23日	公営住宅整備事業推進事業費の 補助制度に関する説明会	公営住宅整備事業推進事業の補助申請等 に関する説明会	約30人

一方移管事業については、表4のとおり、平成12年度末までに移管を完了したのが188団地6,437戸であり、この時点でなお約3万戸(718団地)が移管の対象とされている。

この約3万戸については、平成12年3月の都区協議会において移管の合意を得ており、局としてはこの合意を受け「都営住宅特別区移管推進計画」を策定し、今後10年間で概ね2万戸を目標に移管を推進することとしている。

移管の推進に当たっては、都は建替時都営住宅区移管制度(平成12年度)を創設し、建替時期にきている都営住宅を区がまちづくりや地域の福祉政策と連携しながら、移管と建替とを一体的に実施できるよう各区と協議を進めている。

(表4) 都営住宅の区移管実績等

期 間	実 績 等	
昭和61年度から平成8年度	125団地	3,868戸
平成9年度	8団地	371戸
平成10年度	21団地	814戸
平成11年度	14団地	668戸
平成12年度	20団地	716戸
(累 計)	(188団地	6,437戸)
平成13年度～平成22年度 (都営住宅特別区移管推進計画(平成13年3月15日)による計画期間)	(移管目標)	概ね20,000戸

2 区市町村住宅供給事業の達成状況について

都の助成を受けて行われる区市町村住宅の供給事業は計画どおり進められているかについては、マスタープランに対応する区市町村住宅供給実績の検証を行った。

局が平成9年3月に改定したマスタープランによれば、平成8年度より平成12年度の5年間に、区市町村は住宅1万戸(うち公営住宅6,000戸、特優良住宅4,000戸)を供給することとしている。

平成12年度末の区市町村による住宅供給の実績は、表5のとおり4,778戸(うち公営住宅2,356戸、特優良住宅2,422戸)で、達成率は47.8%(うち公営住宅39.3%、特優良60.6%)である。

(表5) 都の関与又は支援による住宅供給戸数(マスタープランフレーム)

上段が計画、下段が実績(括弧内は達成率)

施 策 種 別			平成8～12年度
公共住宅	公営住宅	東京都	26,800戸 20,732戸(77.4%)
		区市町村	6,000戸 2,356戸(39.3%)
		計	32,800戸 23,088戸(70.4%)
	特優賃	都民住宅	27,200戸 15,828戸(58.2%)
		区市町村住宅	4,000戸 2,422戸(60.6%)
		計	31,200戸 18,250戸(58.5%)
	その他	1,100戸 1,788戸(162.5%)	
	計	65,100戸 43,126戸(66.2%)	
	その他	87,650戸 53,986戸(61.6%)	
	総 合 計		

3 区市町村が果たすべき役割について

公営住宅の供給において区市町村が果たすべき役割に十分配慮して助成を行っているか、についての検証は、都が補助する区市町村の住宅供給は、区市町村が推進している地域に根ざしたまちづくりや福祉施策と連動しているかという視点から行った。

マスタープランの政策目標によれば、局は、これからの住宅政策は福祉施策等との効率的な連携・協力が求められており、地域の実情に精通し的確できめ細かな対応が可能な区市町村による住宅供給をさらに促進する必要があるものと考えられる。

したがって、本事業は、1で述べたとおり、公営住宅供給について区市町村が都と対等な担い手となるよう誘導するために国庫補助に上乗せして行っているものであるが、同時に、身近な自治体である区市町村による街づくりや福祉施策との連携という視点で推進されることが望ましい。

しかしながら、このような観点から事業評価を行おうとしたところ、局が把握していたデータは、本事業による区市町村からの助成の申請の時点で収集した数値など極めて限られたものであった。

事業効果について評価し、その上で、事務事業の執行に対する的確な判断を行うためには、必要十分な情報を収集・分析することが不可欠である。

局はこの点に留意し、マスタープランの政策目標の達成に向け、区市町村が地域に根ざしたまちづくりや福祉施策と連動した住宅供給を一層推進するよう積極的に努めるべきである。

多摩ニュータウン事業における宅地販売事業について

第1 監査の結果

多摩ニュータウン事業は、地価下落の影響などによる宅地販売の行き詰まりから収支が極めて厳しい状況となり、そのため、新会計を設け、同会計において未処分宅地の取得等を行い、より積極的な宅地販売に取り組むなど、多摩ニュータウン事業の再構築を推し進めていく段階にある。しかし、宅地販売の見通しについては厳しいものがあるなど、同事業を取り巻く環境には予断を許さないものがあることから、今後、多摩ニュータウン事業の再構築の成果を注視し続ける必要がある。

第2 事業の概要

多摩都市整備本部（以下「本部」という。）は、良好な居住環境を備えた活力ある新市街地の形成を目指して、昭和41年から多摩ニュータウンの建設を進めている。この事業の大半は、大都市周辺に環境良好な住宅地を大量供給することを目的として制定された新住宅市街地開発法（昭和38年法律第134号。以下「新住法」という。）により、施行している。

多摩ニュータウンの新住宅市街地開発事業区域2, 226haのうち、本部の施行区域738haでは、本部が宅地造成を行い、住宅用地については東京都住宅局（以下「住宅局」という。）、都市基盤整備公団（以下「公団」という。）、東京都住宅供給公社（以下「公社」という。）の公的住宅建設事業者三者（以下「公的住建三者」という。）に売却するという枠組みに従って施行してきた。しかし、公的住宅政策の転換により公団及び公社は平成6年度、住宅局は平成8年度を最後に宅地の取得を行わなくなり、公団は、平成9年1月分譲住宅事業から撤退することとした。

このため本部では、宅地の処分（譲渡）先を公的住建三者から民間住宅建設事業者へ転換せざるを得なくなった。表1は、公的住建三者が撤退した後の平成9年度から平成12年度までの土地売払収入の予算決算の状況である。

新住法に基づく事業（以下「新住事業」という。）は、事業の執行の財源には都債（住宅金融公庫からの借入金等）を充て、造成宅地の売払収入をもってその返済を行っているが、公的住建三者の撤退によるこのような土地売払収入の落込みは新住事業の収支見通しを厳しくしている。

(表1) 土地売払収入(新住宅市街地開発事業会計) (単位: 百万円)

	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
予算額	32,496	17,058	13,084	16,788
決算額	9,760	4,945	6,372	15,745
収入率	30.0%	29.0%	48.7%	93.8%

さらに本部は、新住事業区域に隣接する町田市において、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による相原小山開発事業(以下「相原小山事業」という。)を施行しており、施行面積174haのうち、52haを販売対象宅地としている。表2は、平成9年度から平成12年度までの土地売払収入の予算決算の状況である。平成11年度から本格的に販売を行っており、当事業もまた、宅地の売却収入をもって事業費に充てるものであるが、事業計画はバブル経済期の昭和63年に策定しており、その後の事業費の増大と地価の下落とが重なり、事業収支見通しを厳しいものにしていく。

(表2) 土地売払収入(相原小山開発事業会計) (単位: 百万円)

	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
予算額	105	2,280	17,093	8,794
決算額	3	176	4,255	6,978
収入率	2.9%	7.7%	24.9%	79.3%

新住事業及び相原小山事業における平成12年度末現在の未処分宅地は、表3のとおりである。

(表3) 多摩ニュータウン事業の未処分宅地 (単位: ha)

	新住宅市街地開発事業	相原小山開発事業
未処分宅地 (平成12年度末現在)	108.5	42.5

多摩ニュータウンにおける造成工事の進捗率は、新住事業で約96%、相原小山事業で約85%に達し、建設事業については終了段階を迎えている。一方、宅地処分の進捗率は宅地需要の不振などから、新住事業で約75%、相原小山事業で約17%にとどまっている(いずれも平成12年度末現在)。このような事態を打開するため、本部は表4のとおり、平成11年度から多摩ニュータウンの新たな枠組みによる再構築の検討を始め、平成12年7月「多摩ニュータウン事業の再構築」(以下「再構築」という。)を発表した。

それによれば、両事業を統合したうえで、法的制約の多い新住事業を終了し、未処分宅地を一体的に販売・運用する事業体制の仕組みを構築するとともに、民間活力を全面的に導入しながら

土地の利用・活用を図るとしている。

具体的には、平成13年度から新たに「多摩ニュータウン事業会計」（以下「新会計」という。）を設置し、相原小山事業（相原小山開発事業会計は平成12年度末に廃止）を組み入れる。また、平成13年度から平成15年度までの3年間で、新住事業の未処分宅地を都が新会計を設け自ら取得する、すなわち「自己処分」を行う（新住宅市街地開発事業会計は平成15年度末に廃止）こととしている。

このことによりニーズに応じた柔軟な宅地販売が可能となり、新会計では新たな起債を行うため、これまで借り入れてきた高金利の都債を借り換えたのと同じ効果となり、結果的に金利負担が軽減できるとしている。また、宅地販売は、民間への委託販売を行うなど、民間ノウハウの導入を本格化させ、平成20年度までに終了させる予定としている。

（表4）多摩ニュータウン事業の再構築にかかる動き

	事 項
平成11年6月	多摩ニュータウン事業の再構築について検討開始
平成12年3月	「多摩ニュータウン事業再構築検討調査」委託の報告を受ける
〃 5月	「機能するバランスシート（中間報告）」が発表され、その中で、「多摩ニュータウン計画は財政的に破綻している」と結論
〃 7月	「多摩ニュータウン事業の再構築」についての基本的考え方を発表
〃 9月	都議会建設・住宅委員会へ「再構築」を報告
〃 12月	「東京構想2000」で、多摩ニュータウン事業の再構築によるまちづくりの促進を進めると発表
〃 12月	「都庁改革アクションプラン」で、多摩ニュータウン事業の収束に伴い、平成14年度に本部を廃止すると発表
平成13年3月	多摩ニュータウン新住事業計画変更（未処分宅地を「自己処分」し、平成15年度で新住事業を終了する。）について、国の認可を得る

第3 監査の観点、範囲、期間及び対象

今回の監査においては、多摩ニュータウン事業における宅地販売について、処分価額の設定方法に見直すべきものはないか、営業努力は適切に行われているか、土地の販売促進に当たり、現行制度に問題点はないかの3つの観点から、「再構築」の実施に至るなかで特に問題とすべき事項がないかを中心として、事業の評価を行った。

監査においては、上記の観点に基づいて評価するため新住事業及び相原小山事業における宅地販売について監査した。また、実地監査は、平成13年9月7日から同月17日までの期間において、多摩都市整備本部を対象として実施した。

第4 事業評価の結果(観点別)

1 処分価額の設定方法について

新住事業における処分価額の設定については、基準価額または時価を基準とすることとなっている(新住法第24条)。基準価額とは、土地の取得費に造成費などを加算した額であり、居住用宅地または営利を目的としない宅地の処分価額を設定する際の基準とすることとなっている。一方、時価は営利を目的とする宅地の処分価額の基準と定められている。いずれも決定に当たっては、国の同意を必要としている。

このような価額設定を新住法が規定しているのは、低廉で良好な宅地を大量に供給するという新住事業の目的に基づくものであり、事実、過去の経緯を見ると、「地価の右肩上がり」により、基準価額は結果として時価より低く設定されていた。

しかしながら、バブル経済崩壊後地価の下落が持続したことにより、基準価額が時価を上回るケースも生じ、販売促進のためには、譲渡価額を時価に基づき柔軟に決定することが必要となった。

このため本部は、「再構築」に基づき、平成13年3月、新住事業の「事業計画」変更について国の認可を得た。それによると、平成15年度末までに、未処分宅地を新会計が取得する、「自己処分」を行うとしており、これにより制約の多い新住法が適用されないこととなり、その後は柔軟な価額設定による販売が可能となるとともに、「一時使用」、「事業用借地」等の活用により、多様なニーズへの対応ができることとなるものである。

2 新たな手法による営業努力について

公的住建三者が宅地の取得を行わなくなったことにより、本部は、宅地の処分(譲渡)先を新規に開拓する必要に迫られることとなった。このため本部が行った新たな手法による営業努力としては、主なものとして次の4つを上げることができる。

ア 民間住宅建設事業者への宅地販売

昭和60年の法令の一部改正により従来の公的住宅建設事業者に加え、民間事業者へも宅地処分することが可能になったが、本部は、集合住宅用地については、公的事業者のみに宅地処分を行ってきた。公的住建三者の撤退後、平成9年9月に本部は、初めての民間事業者向けの現地説明会を実施した。当初は、価格・支払条件等に関きがあること、各区画の面積が大きすぎることなどの点で、成約までには至らなかったが、平成11年度に初めて戸建て用地(1件、約13億円)を、平成12年度にはマンション用地(2件、約74億円)が、民間住宅建設事業者へ売却した。

イ 事業用定期借地権方式による土地暫定利用

新住事業では、土地の処分は譲渡をもって完了することとなっている。しかし、業務用地について最近の企業の意向は借地方式での希望が強いため、「土地の暫定利用」の位置付けのもとに、平成11年度に、事業用定期借地権方式を初めて採用した(「ラ・フェット多摩南大

沢」、借地期間16年間)。

ウ 土地販売仲介業務委託の実施

土地販売仲介業務委託は、宅地販売の仲介あっせんを民間に委託するもので、平成12年度から社団法人不動産流通経営協会ほか3団体と協定を取り交わし、各団体に属する宅地建物取引業の免許を有する会員を委託先として実施している。販売土地を広く一般に周知できるメリットがあり、平成12年度に1件マンション用地(約16億円)を売却した。

エ 中小企業団地の誘致

相原小山地区には生産業務ゾーン(準工業地域)があり、企業誘致に当たっては、中小企業23社を集め都の中小企業高度化資金の融資対象事業とするなど、地元町田市を中心とした関係者の連携によって平成12年度に契約(約31億円)が成立した。

このほかにも、民間コーディネーターを活用した小規模グループ分譲や公民共同分譲などの手法で、販売促進に努めている。

これらの手法は、一定の成果を上げており評価できると認められる。また、「再構築」によると、今後より一層販売の民間委託を本格化させるとしている。ただし、これまでの販売済宅地は、ほぼ最寄駅から徒歩圏内であったが、これからの販売宅地の多くが徒歩圏外となっていること、公団の未処分宅地(約209ha)の販売との競合があることなど厳しい状況となっている。

3 土地の販売促進に当たっての現行制度の問題点について

土地の販売促進のため、民間活力を導入するとともに多様な販売手法を用いているが、新住法では、土地の10年間の再譲渡の制限、土地取得後3年以内の建築義務、買戻特約の設定、戸建て住宅用宅地は原則一戸当たり170m²以上、土地処分は譲渡が原則等の制限があり、宅地販売に支障をきたしている。

また、宅地販売に当り、土地需要動向等に応じて、土地利用計画変更手続を取る必要が生じるケースがある。土地利用の変更の場合は、都市計画法(昭和43年法律第100号)による用途地域、地区計画等の所定の手続に加えて、新住法上の「施行計画」の変更を国へ届け出る必要があり、機動性・弾力性に欠ける面が見受けられる。

中小河川（神田川を中心として）整備事業について

第1 監査の結果

1時間当たり50ミリの降雨に耐える河川の整備を進めているが、治水安全度達成率から見ても未改修区間の早期整備が望まれる。

護岸及び調節池の整備については、下水道幹線整備事業との整合を図り、浸水被害の軽減に努める必要がある。

護岸及び調節池の維持管理については、処理要綱等の見直しを行うなど、河川監察回数の増加を行うことが望まれる。

第2 事業の概要

建設局は、中小河川整備基本計画（平成49年10月）に基づき、都内の市街地化区域内で改修を要する46河川32.4kmについて、1時間当たり50ミリの降雨に対応できるよう河川整備を行っている。この事業は、「東京構想2000」（平成12年12月）に引き続かれ、政策目標「地域の危険度を減少させ、安全なまちを実現する」ための施策の一つとして位置づけられている。

中小河川整備事業は、河道の拡幅などの改修、河道改修が困難な区間における調節池の設置などをおして、中小河川における水害防止を図り、都民の生命・財産を守り、生活環境の向上を図ることを目的とするものである。

「東京構想2000」の実施計画では、平成13年度から平成15年度までの「3か年の推進プラン」（以下「推進プラン」という。）において、中小河川流域での重点的な水害対策の推進を図ることとしており、「護岸の改修や調節池の整備」を局が、「河川整備に合わせた下水道幹線の整備」を下水道局が行うこととしている。

推進プランには、改修を要する46河川のうち、緊急性を有する12河川の河川整備が盛り込まれており、神田川水系では、神田川、妙正寺川及び善福寺川の3河川が対象となっている。

今回の監査対象である神田川水系の整備計画については、神田川については高潮防御区間を除く20.6kmについて、妙正寺川（9.9km）、善福寺川（10.5km）については全区間について河道拡幅などの改修を行い、河道改修の困難な区間において調節池、分水路の整備などを行うものである。

なお、神田川水系の概要は表1のとおりであり、中小河川整備費の状況は表2のとおりである。

(表1) 神田川水系河川の概要

区 分	神 田 川	妙 正 寺 川	善 福 寺 川
区 間	井の頭池(三鷹)～隅田川合流点(台東区柳橋地先)	妙正寺池(杉並区)～神田川合流点(新宿区下落合)	善福寺池(杉並区)～神田川合流点(中野区弥生町)
流 域	60.9 km ²	21.4 km ²	18.3 km ²
河 川 延 長	24.6 km	9.9 km	10.5 km
調 節 池	1箇所	5箇所	3箇所
分 水 路	4箇所	-	-
流域雨水観測所	11箇所	3箇所	3箇所
水位観測所	22箇所	9箇所	9箇所
調節池水位観測所	-	2箇所	1箇所
映像監視局	3箇所	-	-
そ の 他	千代田区飯田橋で日本橋川を分派し、分派点の下流(4.0 km)は高潮対策事業として護岸等整備	中野区松が丘で江古田川を合流	-

(表2) 中小河川整備費の推移

(単位:百万円)

区 分	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
河川総事業費	114,581	91,437	94,992	80,047	74,216
中小河川整備費	65,913	48,273	42,384	37,156	29,351
神田川水系河川整備費	20,778	14,685	10,911	9,524	5,336

第3 監査の対象、観点、範囲及び期間

今回の監査においては、中小河川(神田川を中心として)について、中小河川整備計画は見直しを図る必要はないか、護岸及び調節池の整備は適切に行われているかの観点から中小河川整備事業を対象として、護岸及び調節池は本来の機能を発揮できるよう適切な維持管理が行われているかの観点から河川維持管理事業を対象に含め、平成11年度及び平成12年度を中心に事業の評価を行った。

また、実地監査は平成13年9月10日から同月17日までの期間において、建設局を対象と

して実施した。

第4 事業評価の結果(観点別)

1 中小河川整備計画は見直しを図る必要はないか

局は、神田川水系を含めた中小河川の整備水準として、東京において3年に1度のかなりの頻度で発生する(気象庁東京観測所：観測記録)といわれている1時間当たり50ミリの降雨に耐えうる河川の整備を進めているところである。

この整備水準を他の政令指定都市と比較すると、表3のとおり、神戸市が100年に1度、札幌市が50年に1度、大阪市、北九州市及び仙台市が30年に1度などの降雨確率に耐えうる整備をしており、都と同一の50ミリ水準は横浜市ほか4市であり、都は他の政令指定都市に比べ、最も低い整備水準となっている。

ところで、神田川水系の整備状況について見ると、表4のとおり、全体計画に対する平成12年度末の整備率は、神田川77%、妙正寺川18%、善福寺川39%となっており、調節池や分水路等の効果を含めた治水安全度達成率についても神田川83%、妙正寺川43%、善福寺川53%の水準にとどまっており、中小河川整備計画の確実な達成を図るため未改修区間の早期整備が望まれる。

(表3) 政令指定都市中小河川整備水準

区 分	整 備 水 準		区 分	整 備 水 準	
	時間降雨	降雨確率		時間降雨	降雨確率
札幌市	40ミリ	50年に1度	京都市	55ミリ	10年に1度
仙台市	75ミリ	30年に1度	大阪市	60ミリ	30年に1度
千葉市	50ミリ	3年に1度	神戸市	90ミリ	100年に1度
川崎市	50ミリ	3年に1度	広島市	75ミリ	10年に1度
横浜市	50ミリ	3年に1度	北九州市	60ミリ	30年に1度
名古屋市	50ミリ	3年に1度	福岡市	50ミリ	20年に1度

(表4) 神田川水系整備状況

(単位: km、%)

区 分	全体計画	平成10年度まで		平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度 以 降
		規 模	整備率	規 模	整備率	規 模	整備率	規 模	整備率	
神 田 川	20.6	15.6	(82) 76	0.2	(83) 77	0.1	(83) 77	0.1	(84) 78	4.6
妙正寺川	9.9	1.6	(42) 16	0.1	(43) 17	0.1	(43) 18	0.1	(44) 19	8.0
善福寺川	10.5	4.1	(53) 39	-	(53) 39	-	(53) 39	-	(53) 39	6.4

(注) カッコ内は調節池等の効果を含めた治水安全度達成率であり、平成13年度は予算による見込みである。

2 護岸及び調節池の整備は適切に行われているか。

護岸及び調節池の整備は適切に行われているかの検証は、中小河川の整備工事、整備事業の有効性の2つの視点から行った。

(1) 中小河川の整備工事について

神田川水系にかかる護岸等の工事は、表5のとおり、神田川護岸改修工事、妙正寺川護岸改修工事及び環七地下調節池(第二期)の整備を中心として行われている。

整備工事は、概ね計画どおり進行しているものの、一部の工事に遅れが生じている。これは、神田川の清水川橋から高田橋間の護岸工事において、高塚橋付近(豊島区)で当初想定した以上に騒音・振動への配慮が必要な工事箇所が生じ、施工方法の変更を行ったことから工事が遅延したためである。

(表5) 神田川水系主要工事

区 分	平成11年度	平成12年度
神 田 川	護岸改修工事 0.15km ・清水川橋～高田橋 ・江戸川橋～船河原橋 お茶の水分水路	護岸改修工事 0.10km ・清水川橋～高田橋 ・江戸川橋～船河原橋
妙 正 寺 川	護岸改修工事 0.06km ・大北橋～下田橋 ・下田橋～水車橋 上高田調節池 妙正寺川第二調節池	護岸改修工事 0.08km ・三谷橋～大北橋
善 福 寺 川	環七地下調節池第二期 ・善福寺川取水施設	環七地下調節池第二期 ・善福寺川取水施設

(2) 整備事業の有効性について

豪雨時における洪水の発生状況について見ると、表6のとおり、洪水は中流域の河川未改修区間において生じており、下流地域の改修区間からは発生していない。

このことから、神田川水系の河川については改修護岸、調節池、分水路などが洪水防止の役割を果たし、河川整備は一定の機能を果たしているものと言えるが、河道拡幅などの未改修区間が存することから、河川の現況流下能力を勘案し、下水道からの河川への放流量について、いずれの下水道吐け口でも流量調節が行われている。

局は、今後も引き続き河川整備を促進し、下水道幹線整備事業との整合を図るなど浸水被害の軽減に努める必要がある。

(表6) 豪雨及び洪水発生状況時

区 分	豪 雨 発 生 数	洪 水 回 数	内 訳	
			改修区間	未改修区間
昭和51年度～昭和55年度	4	4	0	4
昭和56年度～昭和60年度	7	4	0	4
昭和61年度～平成2年度	12	2	0	2
平成3年度～平成6年度	23	2	0	2
平成7年度～平成12年度	23	0	0	0

(注) 豪雨は流域雨量観測所の最大雨量が1時間50ミリ以上を観測したものである。

3 護岸及び調節池は本来の機能を発揮できるよう適切な維持管理が行われているか

護岸及び調節池は本来の機能を発揮できるよう適切な維持管理が行われているかの検証は、護岸の維持管理、調節池等の維持管理の2つの視点から行った。

なお、表7のとおり、特別区の部分は「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」（平成11年東京都条例第106号。以下「特例条例」という。）の規定により特別区の事務とされているところから、今回の監査対象から除外した。

（表7）河川及び河川管理施設管理状況

区 分	東 京 都	特 別 区
神 田 川	河川 1.6 km 調節池 1箇所 ・環七地下調節池 分水路 4路 ・高田馬場分水路 ・江戸川橋分水路 ・水道橋分水路 ・お茶の水分水路	河川 23.0 km
妙 正 寺 川	調節池 3箇所 ・妙正寺川第二調節池 ・落合調節池 ・上高田調節池	河川 9.9 km 調節池 2箇所 ・妙正寺川第一調節池 ・北江古田調節池（江古田川）
善 福 寺 川	—————	河川 10.5 km 調節池 3箇所 ・和田堀第二調節池 ・和田堀第三調節池 ・和田堀第六調節池

（1）護岸の維持管理について

局は、神田川最上流部の護岸の維持管理について、河川関係監察事務処理要綱及び法定河川監察実施細目（以下「処理要綱等」という。）を定め、河川管理の一環として「河川の損傷又はその誘因となる事象」の監察を行っている。

処理要綱等では、河川監察回数について「年1回は必ず監察するよう配慮する」と定められており、河川監察実施状況書によると、神田川では平成11年度及び平成12年度とも年1回の監察を行っている。

しかしながら、平成12年度においては、原因者不明の破損により防護柵等の補修を3回実施していること、またゴミ等の不法投棄が時々見られることなどから、処理要綱等の見直しを行うなど、監察回数を増加し適切な管理を行うことが望まれる。

(2) 調節池等の維持管理について

局の管理している地下式の調節池は、表8のとおりとなっているが、これらの調節池は、河川が一定以上の水位になった時に河川水流入が始まり、排水はポンプにより行うものである。

この維持管理（機械・監視設備等保守点検、河川水の排水及び清掃等）については、局が財団法人東京都公園協会に委託して行っているが、同協会から提出されている業務記録報告によると、河川水流入後の回復措置については、いずれの調節池でも計画された時間内に排水が完了している。

これらの調節池及び分水路の管理は、特例条例の規定によると特別区の事務とされ、都の管理とするためには知事が特別区の区長と協議して告示で指定することとされているが、告示による指定を行わずに都の管理下においていることから、必要な措置を講ずることが求められる。

(表8) 神田川水系の調節池設置状況

河川名	名 称	規 模	貯留量 (m ³)	排水ポンプ	排水時間
神 田 川	環状七号線地下調節池(第一期)	トンネル延長 (km) 2.0	240,000	50m ³ /分2台	40時間
妙正寺川	第 二 調 節 池	敷地面積 (m ²) 10,000	100,000	60m ³ /分2台	12時間
	落 合 調 節 池	敷地面積 (m ²) 9,600	50,000	42m ³ /分2台	24時間
	上 高 田 調 節 池	敷地面積 (m ²) 17,800	160,000	62m ³ /分2台	12時間

(注) 排水時間は満水の場合の排水所要時間である。

青海コンテナふ頭整備事業について

第1 監査の結果

青海コンテナふ頭の整備については、取扱実績のすう勢に対応したものとなっていると認められる。

コンテナヤードについては、新たなバースの整備に伴うコンテナ数の増加に対応できない状況であると認められる。

周辺道路に大渋滞が生じているなどの状況がある中で、コンテナヤードの拡張が現状では限界に達していることから、ターミナルゲートの24時間365日フルオープン化を行い、荷役作業時間を拡大するなど、港湾設備等の効率的な運営を行う必要がある。

第2 事業の概要

港湾局は、東京港第6次改訂港湾計画（平成9年4月告示。以下「港湾計画」という。）に基づき、東京港の機能を一層充実させるため、ふ頭の整備等を行っている。

港湾計画の基本方針は、国際的な産業・貿易構造の変化や輸送革新の進展に対応するとともに国際競争力を確保し、基幹航路のメインポートとしての機能を果たしていくため、高規格のコンテナふ頭の整備など、外貿機能を拡充・強化することであり、その一翼を担うものとして、青海ふ頭に、主としてコンテナを取り扱う外貿多目的ふ頭を整備するとしている。

青海コンテナふ頭（図1参照）には、現在C1バース（注1）からC4バースまでの4バースがある。このうちC3・C4各バースは特定の船会社に専用貸付をする、財団法人東京港埠頭公社が管理している専用バースであり、C1・C2各バースはそれ以外の不特定多数の船会社を対象とする、港湾局が管理している公共バースである。

本事業は、コンテナ輸送に用いられる船舶の大型化に対応し、外貿機能の拡充・強化を図ることを目的に、青海コンテナふ頭の南端部にC0バース（水深13m、延長220m）を新設するとともに、既存のC1バース（水深12m、延長300m）を水深13mに増深改良を行い、延長合計520m（水深13m）の岸壁として利用可能なものとするための整備事業である。

また、バース整備に併せ、C0バースの背後にコンテナヤード（注2、以下「ヤード」という。）、ガントリークレーン（注3）などの港湾設備及び車両待機場場についても、整備するとしている。

なお、整備費については、表1のとおりであり、財源の一部に国庫補助金（補助対象事業費の10分の5）が充当されている。

（表1）青海コンテナふ頭整備に要した費用

（単位：百万円）

年 度	平成6年度 ～平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度 ～平成15年度	合 計
金 額	2,453	1,744	2,062	1,222	2,200	9,683

備考：金額は、バース整備、ヤード整備、荷役機械整備等に要した費用で、平成13年度については予算額である。また、平成14年度及び平成15年度は計画額である。

第3 監査の観点、範囲、期間及び対象

今回の監査においては、青海コンテナふ頭の整備が、外貿機能の拡充・強化を目的としていることから、効率的な物流システムとしての機能を十分に発揮するものとなっているかについて、取扱貨物量の目標数値など、計画の見直しを図る必要はないか、港湾設備等の整備は適切に行われているか、港湾設備の利用状況はどうか、また、管理運営は適切になされているかの3つの観点から、ふ頭整備事業の評価を行った。

また、実地監査は、平成13年9月7日から同月13日までの期間において、港湾局を対象として実施した。

第4 事業評価の結果（観点別）

1 取扱貨物量の目標数値など、計画の見直しを図る必要はないか

C0バースの整備状況について見ると、平成12年度末までに岸壁部分は完成し、平成13年度はヤード部分等の整備を行っている。また、C1バースについては、平成14年度及び平成15年度に岸壁の改良工事等を行う予定である。

東京港の外貿コンテナふ頭で取り扱っているコンテナ貨物は、前年に対し、輸出入合計で9.1%の増加（平成12年実績）となっており、ここ数年では中国からの輸出入が大幅（対前年輸出額28.0%増、同輸入額31.5%増、東京税関調べ、平成12年分）に伸びている。

このうち、港湾計画における青海コンテナふ頭（公共バース合計）の貨物取扱目標数値は、平成17年までに340万トンとなっており、貨物取扱実績については、表2のとおり、平成12年の取扱量は、261万8,000トンと前年に比較して増加（35.7%）していることから、今後の貨物量の増加に対応していく必要がある。

また、船会社がコスト削減を図るために船舶の大型化を進めている状況（「平成12年度版日本海運の現状」）があり、国際競争力の確保の点からも、船舶の大型化への対応が必要であると考えられる。

これらのことから、C0・C1各バースの整備については、取扱実績のすう勢に対応したものとされていると認められる。

（表2）青海コンテナふ頭（公共バース）の貨物取扱実績（単位：千トン）

年次	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年
取扱実績量	1,297	1,647	1,631	1,929	2,618

2 港湾設備等の整備は適切に行われているか

ヤードなどの港湾設備及び車両待機場の整備については、今回のバース整備により接岸できる船舶が増え、また、現在より大型の船舶が接岸可能となるので、今後見込まれるコンテナ貨物の増加に適切に対応していかななくてはならない。

コンテナ船のコンテナ積卸しに用いるガントリークレーンについて見ると、船舶からの効率的な荷役を可能とするため、2基増設（平成12年度1基、平成13年度1基予定）することとしており、公共バースに合計6基のガントリークレーンが整うこととなる。

ヤードの整備について見ると、現在2,832スロット（注4）のヤード（C1、C2バース合計）に、通常コンテナを2ないし3段積みに行っているところを4段積みに行っている状態であり、非効率な荷役作業を余儀なくされている。このような状況の中で、C0バースの背後に新設しているヤードは、スペース的な限界で687スロットしか確保できないこと、これ以上の整備用地の確保が困難なことから、今後見込まれるコンテナ貨物の増加には対応が困難であると認められる。

ふ頭内の青海縦貫道とその周辺道路は、公共バースの分だけで、ピーク時には一日約1,500台（平成12年度実績）のコンテナトラックが出入りすることから、搬出入待ちのコンテナトラックにより大渋滞を引き起こしている。

青海縦貫道は、平成14年度に一般供用を開始する予定となっている東京港臨海道路（以下「臨海道路」という。）へと繋がっており、この臨海道路の供用開始に備えるため、局は、待機している車両の実績等を踏まえて、新たな車両待機場（200台）を整備し、コンテナトラックによる渋滞の解消を図っている。しかし、周辺道路については、供用開始により一般車両の流入があることから、混雑は避けられないものと予測される。

3 港湾設備の利用状況はどうか、また、管理運営は適切になされているか

コンテナ貨物については、船舶への積卸しをガントリークレーンで行い、背後のヤードへは専用の運搬車を用いて搬送している。コンテナを陸上輸送するコンテナトラックは、車両待機場で順番を待ち、オペレーターの指示によりターミナルゲートからヤードに入り、コンテナの積卸しを受ける。

このような荷役作業の状況の中で、ガントリークレーンの稼働時間については、午前8時30分から翌日午前4時までとなっており、船舶が沖合でバースの空きを待つことは無くなってきている。

一方、ターミナルゲートについては、オープン時間が限られて（平日8時30分～16時30分、土曜日8時30分～11時30分、日曜日は受付せず）おり、このことにより荷役作業時間も限定的なものとなっていることから、ヤードに滞留するコンテナが増え、上述のようにコンテナを4段積みに行せざるを得ない状況となり、また、搬出入待ちのコンテナトラックが周辺道路の渋滞を引き起こしている状況ともなっている。

これらのことから、東京港では、様々な課題について官民一体となって検討し、策定した「東京港振興促進協議会アクションプラン（平成11年4月）」において、ターミナルゲートの24時間365日フルオープン化へ向けて様々な取組を行うとしているが、平成12年度におけるターミナルゲートのオープン時間延長（夕方1時間）の試行など、その一部が実施されるに止まっている。

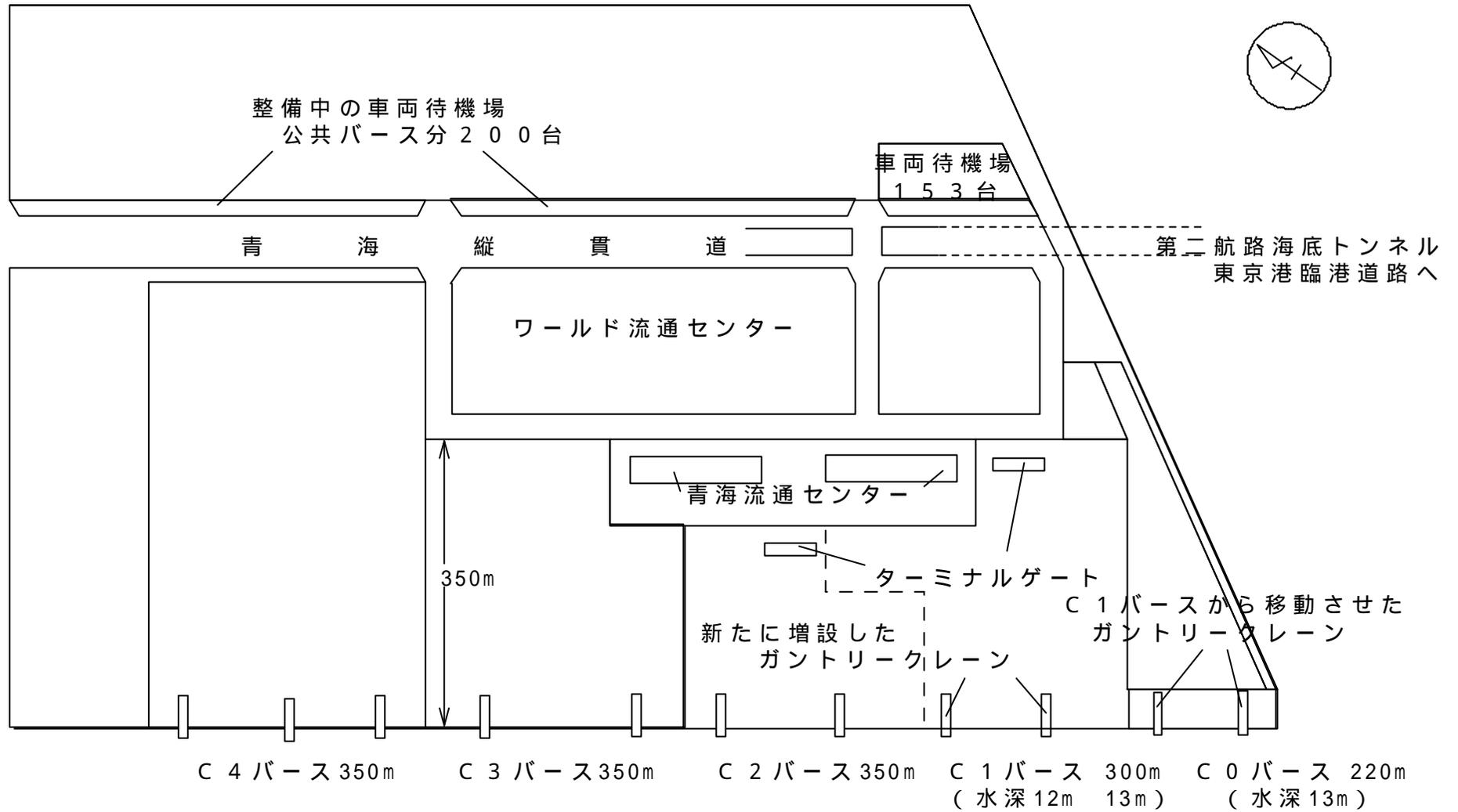
しかしながら、既に述べたように、新たなバース整備によりコンテナ貨物の増加が見込まれる中で、ヤードの拡張が現状では限界に達していることから、ターミナルゲートの24時間365日フルオープン化を行い、荷役作業時間を拡大するなど、港湾設備等の効率的な運営を行うことが必要である。

（注）1 バース：船をけい船する場所

（注）2 コンテナヤード：コンテナ搬出入の際、蔵置・保管する場所

（注）3 ガントリークレーン：バースに設置される、コンテナ積卸しに用いるクレーン

（注）4 スロット：20フィートコンテナ1個を蔵置するスペースを指す単位



都立学校公開講座事業について

第1 監査の結果

学校と地域・社会の相互交流と連携を進めるため都立学校開放事業運営委員会を適切に設置し、地域住民の要望に配慮した講座を開設するとともに、講座内容を分析し、要望に合致したものとなるよう改善を図る必要がある。

講座の開講に当たっては費用対効果に十分配慮するよう求めるとともに、開設されている講座については、受講者の意見・要望を把握し、講座内容に反映させるようにする必要がある。

講座修了者率の低い講座については、その内容や開設曜日等の見直しを指導し、効果的・効率的な事業執行を図っていくことが必要である。

第2 事業の概要

教育庁は、都民の生涯学習の幅広いニーズに応えるとともに、開かれた学校の実現を目指し、学校教育に支障のない限り都立学校の教育機能を開放し学習機会を提供することを目的として、「都立学校公開講座事業」（以下「公開講座」という。）を実施している。

公開講座事業(昭和48年度から老人教室(昭和49年度からことぶき教室と改称)として発足した。)は、昭和58年度に15校で開始され、その後、年々普及・拡大が図られ、平成10年度には全都立学校で実施するまでに至っている。

この公開講座は、成人を対象とした、教養、芸術、文化、スポーツ、レクリエーション等を行う「一般講座」と高齢者の生きがいをねらいとした、園芸、みどり、食品加工等を学ぶ「ことぶき教室」で構成されており、平成12年度からは、新たに小・中学生や親子のための体験教室等の「こども教室」が開始された。平成10年度からの事業実績は表1のとおりである。

当該事業の事業費としては、平成12年度は、1億3,850万余円の経費を支出している。

平成11年度までは、受講料を徴収しないで実施してきたが、平成12年度からは、受益者負担として受講料を有料(1時間当たり100円)にして実施し、1,876万余円の収入を得ている。

(表1) 公開講座事業実績

区 分	平成10年度	平成11年度	平成12年度
学 校 数	264 校	267 校	263 校
公 開 講 座 実 績	542 講座	554 講座	553 講座
一 般 講 座	526 講座	534 講座	500 講座
こ と ぶ き 教 室	16 講座	20 講座	20 講座
こ ど も 教 室	—	—	33 講座
定 員 A	15,323 名	15,421 名	15,269 名
応 募 者 数 B	51,203 名	53,739 名	48,405 名
平均応募倍率 B/A	3.3 倍	3.5 倍	3.2 倍
決 定 者 数 C	15,720 名	15,598 名	14,126 名
修 了 者 数 D	12,675 名	12,619 名	11,270 名
修 了 者 率 D/C	80.6 %	80.9 %	79.8 %

(注) 各年度における学校数は、269校であるが、表中の学校数は、校舎の改修工事等により公開講座事業を実施することができなかった学校を除いたもので、当該年度の講座実施校である。

第3 監査の観点、範囲、期間及び対象

今回の監査においては、各学校で実施している公開講座について、講座が都民の要望と合致したものとなっているか、講座内容が受講者の希望に合致したものとなっているか、また、その調査等は十分に行われているか、講座時間数、学習レベル等は適切なものとなっているかの3つの観点から平成12年度を中心に事業の評価を行った。

また、実地監査は平成13年9月10日から同月17日までの期間において、教育庁を対象として実施した。

第4 事業評価の結果(観点別)

1 講座が都民の要望と合致したものとなっているか

講座が都民の要望と合致したものとなっているかについての検証は、都立学校開放事業運営委員会の構成、応募状況、広報手段の3つの視点から行った。

(1) 都立学校開放事業運営委員会の構成について

庁は、都立学校開放事業実施要綱(以下「実施要綱」という。)を定め、都民の学習要求や地域の状況等を踏まえた講座の企画や講座の円滑な運営を図るために各都立学校に都立学校開放事業運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置することとしている。

公開講座の開設に当たっては、この運営委員会を中心に講座開設校の教育機能の活用を基本として、施設・設備等の諸条件や、学校の所在する地域性を考慮して企画・運営等を行うこととされている。

ところで、実施要綱によれば運営委員会は、「PTA、同窓会、地域団体の代表」(以下「PTA等」という。)及び「区市町村教育委員会職員」(以下「教育委員会職員」という。)を含めて構成することとしているが、表2のとおり、PTA等の代表を含めていないなど、実施要綱で規定する委員構成となっていない学校が79校(29.4%)も存することが認められた。

(表2) 運営委員会の設置状況

区 分	学 校 数	構 成 比
実施要綱に沿って設置している学校	190校	70.6%
PTA等の代表を含めていない学校	18	6.7
教育委員会職員を含めていない学校	58	21.6
全て学校教職員だけで構成している学校	3	1.1
合 計	269	100

(2) 応募状況について

平成12年度に応募状況は、前掲表1のとおり、講座定員1万5,269名に対し、4万8,405名の応募で平均応募倍率は3.2倍となっている。

各講座ごとの応募状況について見ると、パソコン講座は、表3のとおり、平均応募倍率が8.7倍と最も高くなっているものの、公開講座の開設校間における応募格差は、最も高い学校の応募倍率が92.8倍となっているのに対し、最も低い学校の応募倍率は0.3倍となっており、この学校間の格差については、応募倍率の高低にかかわらず各講座においても認められる。

ところで、講座の内容について各学校は、応募倍率の高低にかかわらず開設校としての責任において分析を行い、次年度以降の講座内容等に反映すべきであり、特に、応募倍率が平均に比べ著しく低い講座を開設している学校においては、講座内容が都民要望に合致しないものとなっている可能性が高いことから、その原因を分析し講座内容を見直す必要がある。

庁は、各学校に講座の分析を行わせ、その報告を受けて改善策を指導するなど応募倍率の学校間格差の解消を図るための方策を講じる必要がある。

(表3)平成12年度公開講座事業修了者率調べ

区 分	講座数	構成比	応募倍率	修了者率
パソコン	118講座	21.3%	8.7倍	88.7%
音楽、陶芸、工芸など芸術系	100	18.1	2.5	82.6
健康・スポーツ	91	16.5	1.6	76.6
福祉・ボランティア養成	60	10.8	0.9	79.2
文学・郷土学習ほか文科系	46	8.3	1.8	72.9
語学	41	7.4	2.4	69.1
工業・自然科学ほか理科系	41	7.4	1.3	78.0
園芸・生活に関するもの	40	7.2	2.5	80.2
教育・指導者育成	16	2.9	1.5	74.7
合 計	553	100.0	3.2	79.8

(3) 広報手段について

公開講座に応募を呼びかけるPR方法としては、広報東京都への掲載を行うほか、各区市町村広報への掲載、パンフレット及び各学校でのチラシの配布等により行っているが、その主な媒体は広報東京都及び区市町村広報となっている。

その他の手段としては、CATV、雑誌などの例があり、平成10年3月からは都教育委員会が独自にホームページを開設し、講座情報等をインターネットで広く都民に提供している。

講座が都民の要望と合致したものとするためには、学校と地域との相互交流と連携を進めるため運営委員会を適切に設置し、地域住民の要望に配慮した講座を開設するとともに、講座内容を分析し、要望に合致したものとなっているかを確認することが必要であるが、これらのことが適切に行われていないことから改善を図る必要がある。また、庁は、各学校に講座の開設状況等について聴取・報告を求め、その情報を分析し、その内容を各学校に提供するなど適切な講座の開設ができるよう指導すべきである。

2 講座内容が受講者の希望に合致したものとなっているか、また、その調査等は十分に行われているか

講座内容が受講者の希望に合致したものとなっているか、また、その調査等は十分に行われているかについての検証は、講座開講の判断基準、アンケートの取扱いの2つの視点から行った。

(1) 講座開講の判断基準について

講座の開講に当たって、各学校は、都立学校公開講座実施要領において開講に関する明確な基準が定められていないことなどから、受講者が極めて少人数の場合においても、その理由・

原因等を検討をすることなく実施している。

このことについて、平成12年度の公開講座実施状況から見ると、表4のとおり、応募人員が5名以下で実施していた講座が13講座あり、受講者数にかかわらず、他の講座と同様な運営経費（講師謝礼等）を負担することとなっており、費用対効果への配慮が十分でない。

なお、庁は、平成13年度から応募者が5名以下の講座については、開講の是非を庁に協議させることとしている。

（表4）平成12年度公開講座事業において応募者数の少なかった講座

（単位：時間、名、円）

学 校 名	講 座 名	時間数	定 員	応募者	決定者	修了者	経 費
晴海総合高校	1920年代の都市文学を読む	1 0	4 0	2	2	2	129,387
芝商業高校	表計算エクセルによる統計解析入門	1 0	1 2	3	3	2	70,000
永福高校	理科実験教室	1 0	2 0	3	3	3	144,890
大泉北高校	漢文で読む唐時代伝奇文学散歩	1 5	4 0	4	4	2	161,206
小金井養護学校	ボランティアリーダー養成講座（後期）	1 5	2 0	4	3	3	235,401
九段高校	硬式テニス	1 5	2 0	5	5	5	227,925
世田谷工業高校	女性のためのマイカー点検・整備	1 0	2 0	5	5	5	151,690
大泉高校	シルバー世代のための初級英会話	1 5	2 0	5	5	5	188,892
立川高校	日本国憲法を読む	1 5	2 0	5	5	5	162,616
稲城高校	ことぶき書道教室	1 5	1 0	5	5	5	179,282
大島南高校	英会話中級	1 0	2 0	5	5	4	143,040
文京盲学校	外国人のための親子初めて日本語	1 5	2 0	5	5	5	209,750
小金井養護学校	ボランティアリーダー養成講座（前期）	1 5	2 0	5	3	3	180,428

（2）アンケートの取扱いについて

庁は、受講者の意見等を聴取する上で貴重なデータとなる受講者アンケート調査を全学校に実施するよう奨励しているが、一部にアンケート調査を行っていない学校が見られた。

また、アンケートを実施した学校においても、アンケート結果の活用については、講座内容の見直し等を積極的に行う学校がある一方、回収するだけで、その結果を分析していない学校が見受けられた。

このような状況にあるが、庁は、アンケートの結果について各学校に対して報告を求めていることから、各学校におけるアンケートの実施状況を把握できておらず、その結果、庁は、アンケートの活用状況及びアンケートに書かれた受講者の意見・要望、講座に関する問題点等を把握できていない。

費用対効果に配慮していない講座が開講され続け、また、受講者の意見・要望を的確に把握していない状況が認められることから、庁は、講座の開講に当たっては費用対効果に十分配慮するよう求めるとともに、開設されている講座については、受講者の意見・要望を把握し、講座内容に反映させるようにする必要がある。

3 講座時間数、学習レベル等は適切なものとなっているか

講座時間数、学習レベル等は適切なものとなっているかについての検証は、公開講座の実施計画、講座修了者率の2つの視点から行った。

(1) 公開講座の実施計画について

平成12年度における公開講座については、一般講座275講座、ことぶき教室20講座及びこども教室5講座の計300講座を実施する計画となっている。講座は、一講座につき、30時間、40名を基本としている。

講座開講の実績について見ると、表5及び表6のとおり、講座の時間については、15時間の講座が約61%を占めることから、年間計画の総時間35万7,000時間に対し、開講実績は24万2,130時間となっており、その差11万4,870時間が計画に対し少なくなっていること、定員については、20名定員で設定した講座が163講座(29.4%)と最も多いことから、平均は27.6名(1万5,269名(定員)÷553(講座開設実績))となっていること、などが認められた。

これは、講座の時間・定員の設定については、学校の判断で設定していることによるものである。

(表5) 平成12年度公開講座事業講座時間別調べ

区 分	一般講座	ことぶき教室	こども教室	合 計 (構 成 比)
30時間講座	51	17	3	71 (12.8%)
15時間講座	315	3	19	337 (60.9%)
10時間講座	134	0	11	145 (26.3%)
計	500	20	33	553

(表6) 平成12年度公開講座事業定員別調べ

定 員 (名)	1~19	20	21~29	30	31~39	40	41~49	50~	計
講座数(講座)	68	163	56	143	22	74	7	20	553
構 成 比 (%)	12.3	29.4	10.1	25.9	4.0	13.4	1.3	3.6	100

(2) 講座修了者率について

講座日程の3分の2以上出席した者を講座修了者としているが、平成12年度における修了

者率は、前掲表1のとおり、79.8%となっており、修了者率が70%未満となっている講座が、表8のとおり、全体の23%を占める状況となっている。

この理由は、開講時に予定定員の応募者があったものの、講座内容に問題があり、開講途中で欠席が多くでているものと解されるが、学校によっては、修了者率の低くなる原因等についての検討を行っていないところが見られる。

このため、3年以上修了者率が70%未満の講座が9講座あり、このうち7講座は、同一内容で平成13年度にも開設している状況となっていることから、受講者の希望に沿った魅力ある講座を開設し修了者率を高めることが求められる。

(表8) 平成12年度公開講座事業修了者率調べ

修了者率(%)	20～	30～	40～	50～	60～	70～	80～	90～	100	計
講座数(講座)	2	8	7	41	69	83	134	109	100	553
構成比(%)	0.4	1.4	1.3	7.4	12.5	15.0	24.2	19.7	18.1	100

庁は、講座の時間数及び定員については、各学校の判断を尊重し、地域性などを踏まえた講座開設が可能となるよう配慮しているが、講座修了者率の低い講座があり、講座の内容が必ずしもその受講者のレベルに適合しているとは思えないものもあることから、講座修了者率の低い講座については、その内容や開設曜日等の見直しを指導し、効果的・効率的な事業執行を図っていくことが必要である。